

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和3年11月5日

摂津市議会

# 目 次

## 総務建設常任委員会

1 1月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
(総務部、建設部所管分)	
補足説明 (総務部長、総務部理事、建設部長)	
質疑 (塚本崇委員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員)	
散会の宣告-----	61

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年11月5日(金) 午前10時8分 開会  
午後 5時2分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 松本暁彦 委員 福住礼子  
委員 藤浦雅彦 委員 安藤 薫 委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

委員 野口 博

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長兼同室次長 大橋徹之  
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳裕志  
同部参事兼情報政策課長 榎納 縁 同部参事兼工事検査室長 江草敏浩  
総務課長 川本勝也 防災危機管理課長 川西浩司  
資産活用課長 溝口哲也 財政課長 森川 護  
市民税課長 妹尾紀子 固定資産税課長 藤原英昭  
納税課長 柳瀬哲宏  
建設部長 武井義孝  
同部参事兼建築課長 寺田満夫 同部参事兼道路交通課長 永田 享  
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一  
道路管理課長 井上斉之  
消防長 明原 修

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件

認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第5号 令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時8分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

このところ爽やかな秋空が続いておりますが、委員各位には何かとお忙しいところ、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただき大変ありがとうございます。

本日は令和2年度の決算について、当委員会所管分のご審査を賜ります。

何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口総務部長。

○山口総務部長 それでは、私のほうから認定第1号令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、防災危機管理課分を除く総務部に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書28

ページ。款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ4.8%、2億2,308万8,930円の増加となっております。

目2法人は、前年度に比べマイナス24.3%、6億6,511万9,959円の減少となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ1.8%、1億5,599万8,377円の増加となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ0.2%、13万4,300円の増加となっております。

項3軽自動車税、目1環境性能割は、前年度に比べ240.1%、649万8,800円の増加となっております。

目2種別割は、前年度に比べ2.9%、365万9,340円の増加となっております。

項4市、目1市たばこ税は、前年度と比べマイナス2.9%、2,087万9,913円の減少となっております。

項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ0.1%、125万6,766円の増加となっております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べマイナス1.8%、64万7,000円の減少となっております。

続きまして、30ページ。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年度に比べマイナス0.8%、81万1,000円の減少となっております。

項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税は、前年度に比べ112.5%、361万円の増加となっております。

款3利子割交付金、項1利子割交付金、目1利子割交付金は、前年度に比べマイナ

ス2.6%、42万3,000円の減少となっております。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付、目1 配当割交付金は、前年度に比べマイナス10.5%、797万8,000円の減少となっております。

款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、目1 株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ76.3%、3,347万円の増加となっております。

款6 法人事業税交付金、項1 法人事業税交付金、目1 法人事業税交付金は、税制改正による法人市民税法人税割の減収分の補てん措置として法人事業税の一部が交付されるもので、前年度に比べ皆増の2億359万5,000円となっております。

款7 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金は、前年度に比べ20.8%、3億2,790万6,000円の増加となっております。

款8 ゴルフ場利用税交付金、項1 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ4.9%、9万4,544円の増加となっております。

款9 環境性能割交付金、項1 環境性能割交付金、目1 環境性能割交付金は、前年に比べ97.4%、1,239万5,000円の増加となっております。

款10 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は、前年度に比べ13.4%、1,372万4,000円の増加となっております。

続きまして、32ページ。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税は、前年度に比べマイナス26.6%、1億1,696万6,000円の減少となっております。これは普通交付税が前年度に比べ1億606万2,000

円の減少、特別交付税が前年度に比べ1,090万4,000円の減少となったことによるものでございます。

款12 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ12.3%、153万9,000円の増加となっております。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、庁舎施設等使用料でございます。

続きまして、34ページ。

目5 土木使用料は市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございます。

続きまして、36ページ。

項2 手数料、目1 総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料でございます。

続きまして、38ページ。

目4 土木手数料は、公共用地境界明示手数料でございます。

続きまして、40ページ。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、44ページ。

項3 委託金、目1 総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

続きまして、48ページ。

款16 府支出金、項2 府補助金、目1 総務費補助金は、大阪府市町村振興補助金でございます。

続きまして、52ページ。

項3 委託金、目1 総務費委託金は、府税徴収事務委託金でございます。

続きまして、54ページ。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2利子及び配当金は、各種基金利子収入でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、市有地売却収入でございます。

目2物品売払収入は、公用車及び船外機の売払収入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、一般寄附金でございます。

款19繰入金、項1特別会計繰入金、目1財産区財産特別会計繰入金は、土地貸付収入の一部を一般会計に繰り入れたものでございます。

続きまして、56ページ。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、市税延滞金でございます。

続きまして、58ページ。

項4雑入、目2雑入のうち、主なものは市町村振興協会交付金や上下水道事業会計からの収入などでございます。

続きまして、66ページ。

款21市債、項1市債、目1総務債は、新味舌体育館建設事業債及び温水プール改修事業債でございます。

目2民生債は、民間保育所施設整備補助事業債、目3衛生債は、葬儀会館駐車場整備事業債、ごみ収集車両整備事業債、廃棄物広域処理推進事業債及び借換債でございます。

目4土木債は、橋梁長寿命化修繕事業債、千里丘三島線道路改良事業債、未就学児移動経路対策事業債、排水路ポンプ場施設整備事業債、モノレール駅ホーム柵設置補助事業債及び阪急連続立体交差事業債でござ

います。

続きまして、68ページ。

目5消防債は、消防本部車両整備事業債及び第二分団屯所建設事業債でございます。

目6教育債は、小・中学校トイレ改修事業債、小・中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債、小学校屋内運動場改修事業債、安威川公民館外壁等改修事業債及び借換債でございます。

目7減収補てん債は、地方消費税交付金等が普通交付税で算定される基準財政収入額を下回るために発行したもの及び借換債でございます。

目8臨時財政対策債は、普通交付税の算定結果に基づき発行したものでございます。

款22繰越金、項1繰越金、目1繰越金は3億6,142万4,874円で、その内訳は繰越事業充当財源が1億6,359万2,200円、令和元年度決算剰余金が1億9,783万2,674円となっております。

款23自動車取得税交付金、項1自動取得税交付金、目1自動車取得税交付金は、令和元年9月末で自動車取得税が廃止され、令和2年度においては滞納繰越分として徴収された自動車取得税が交付されているものでございます。

続きまして、歳出についてでございますけれども、74ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、節1報酬は財政課の事業者登録に係る会計年度任用職員報酬でございます。

続きまして、76ページ。

節10需用費は、庁内印刷にかかる消耗品費などでございます。

続きまして、78ページ。

節12委託料は、法規事務に係る市例規集委託料などがございます。

節13使用料及び賃借料につきましても、法規事務に係るデータアクセス料などがございます。

続きまして、80ページ。

節27繰出金は、水道事業会計及び下水道事業会計の繰出金でございます。

目2文書広報費は、郵送事務に係る通信運搬費などがございます。

続きまして、82ページ。

目4財産管理費は、ESCOサービス料などがございます。

続きまして、86ページ。

目9電子計算費は、住民情報システム保守委託料などがございます。

続きまして、94ページ。

目17諸費は、地区集会所に係る補修費補助金でございます。

続きまして、96ページ。

目18財政調整基金費、目19公共施設整備基金費及び目20減債基金費の各基金費は、剰余金及び利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

項2徴税費、目1税務総務費及び100ページの目2賦課徴収費は、税務事務に係る経費でございます。

続きまして、106ページ。

項5統計調査費、目1統計調査総務費及び108ページ、目2基幹統計調査費は、統計調査事務に係る経費でございます。

次に、174ページ。

款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費は、市営住宅管理に係る経費でございます。

続きまして、216ページでございますが、款10公債費、項1公債費、目1元金

は、地方債の元金償還費で、前年度に比べ14.8%、2億9,198万9,438円の増加となっております。

目2利子は、地方債の利子償還金で、前年度に比べマイナス14.8%、1,863万9,812円の減少となっております。

款11予備費、項1予備費、目1予備費は2,536万118円で、国から市への職員派遣決定に伴う住宅借上料等に28万6,800円、正雀市民ルーム及び市民ルームフォルテの施設利用休止に伴う利用料等負担金に85万3,970円、文化ホールの施設利用休止に伴う過年度還付金に36万6980円、コミュニティプラザの施設利用休止に伴う過年度還付金に73万6,751円、不当利得返還請求に係る訴訟等関係費用に90万5,590円、温水プール及び味生体育館の施設利用休止に伴う受講料等負担金に1,032万4,916円、青少年運動広場等の施設利用休止に伴う過年度還付金に69万1,008円、生活困窮者支援の住宅住居確保給付金に234万5,800円、境界確定等請求に係る訴訟等関係費用に58万円、公務災害事案による消防賞じゅつ金に110万円、大規模火災事案による食料費2万8,519円、消防団の退職者増加による退職報償金に136万4,840円、小・中学校における宿泊行事の中止及び延期に伴う負担金に50万8,100円、小・中学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための消耗品にそれぞれ137万2,272円、学童保育における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための医療医薬材料費に約186万4,500円、備品購入費に65万7,800円をそれぞれ充当といたしております。

以上、防災危機管理課分を除く総務部の

所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 辰巳総務部理事。

○辰巳総務部理事 それでは、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算の補足説明につきまして、総務部のうち防災危機管理課に係るその主なものをご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、決算書54ページ。

款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金にあります防災危機管理課の指定寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金でございます。

次に、56ページ。

款20諸収入、項3貸付金元利収入、目3家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、平成11年6月29日の大雨に伴う家屋被害復旧資金貸付に係る償還金でございます。

次に、58ページ。

項4雑入、目2雑入にあります南摂津防犯ステーション管理業務費用負担金は、南摂津防犯ステーションの一部を使用しております摂津防犯協会、摂津職域防犯協会に使用面積に応じて管理費用を負担していただくものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、88ページ。

款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費は、防犯灯及び防犯カメラの整備等、防犯対策に係る経費などでございます。

次に、182ページ。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、防災資機材及び備蓄用品の整備や情報収集伝達体制の整備等、防災対策に係る経費などでございます。

以上、総務部防災危機管理課の所管いた

します決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 武井建設部長。

○武井建設部長 それでは、認定第1号令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、建設部が所管しております事項につきまして目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の34ページ。

款14使用料及び手数料、項1使用量の目4農林水産業使用料は、法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料は、道路占用料、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。

次に、36ページ。

項2手数料、目1総務手数料のうち道路管理課の諸証明手数料でございます。

次に、38ページ。

目3農林水産業手数料は、水路敷地境界明示手数料及び水路敷地謄本交付手数料でございます。

同じく、目4土木手数料は、道路敷地境界等明示手数料や開発許可等手数料などでございます。

次に、42ページ。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金のうち、都市再生地籍調査委託補助金や交通安全対策、耐震改修補助金などの社会資本整備総合交付金でございます。

次に、50ページ。

款16府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金は、耐震改修補助金や都市再生地籍調査委託補助金及び、52ページ、権限移譲交付金などでございます。

同じく、項3委託金、目2土木費委託金のうち、河川環境整備工事委託金などご



ざいます。

次に、54ページ。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、道路交通課の土地貸付収入でございます。

次に、56ページ。

款19繰入金、項2基金繰入金、目5緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、62ページ。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、都市計画課の都市再生機構負担金、建築課の建築確認申請者負担金、道路交通課の自転車自動車駐車場指定管理者納付金などがございます。

続きまして、歳出でございますが、154ページ。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、水路台帳作成業務委託料や、156ページ、神安土地改良区負担金などがございます。

次に、160ページ。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、土木維持作業業務委託料などがございます。

162ページ。

目2交通対策費は、指定管理者への駐車場管理委託料、公共施設巡回バス運行管理業務委託料などがございます。

また、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は、164ページの千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などがございます。

目2道路維持費は、道路維持に係る修繕料や道路維持工事などがございます。

次に、166ページ。

目3交通安全対策費は、交通安全対策工事や千里丘三島線東側道路改良事業に係

る土地購入費及び移転補償費などがございます。

同じく、項3水路費、目1排水路費は、168ページ、ポンプ場施設等維持管理業務委託料や番田水門内水対策負担金などがございます。

また、項4都市計画費、目1都市計画総務費は、170ページ、多世代同居・近居支援補助金、ホーム柵設置補助金などがございます。

同じく、目2街路事業費のうち都市計画課の都市景観事業に係る報奨金でございます。

172ページ、目3緑化推進費は、摂津市緑化推進連絡会補助金などがございます。

目4公園管理費は、公園維持に係る修繕料や、174ページの公園管理委託料などがございます。

次に、182ページ。

款8消防費、項1消防費、目3水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金などがございます。

以上、建設部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

暫時休憩します

(午前10時40分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

それでは、質問を受けます。

塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。まずは、決算書の28ページ、29ページになります。

まず1点目、市たばこ税に関してですが、約7億1,000万円の歳入がございました。ただし、これがマイナス2.9%と先ほど総務部長からもご説明があったかと思えます。

これに対して用途ってというのは大体一般財源ですのでいろんなところに振り分けられるものだと認識しておりますが、どんどん減っていくんじゃないかなという点を懸念しています。今後の見通しについて、1回目にお聞きします。

それから二つ目です。

同じく28、29ページのところで、市税の不納欠損額3,200万円でございます。この主な理由を教えてくださいたいと思います。件数に関しては事務報告書に上がっているんですが、不納欠損に至った主な理由を知りたいということでお願い申し上げます。

続きまして、三つ目です。

今度は決算概要のほうに移らせていただきます。決算概要46ページですね。庁内印刷事業のうちの消耗品費、約240万円のその主な内容について、お伺いいたします。

続きまして、48ページ。

行政不服審査事務事業、執行率がゼロ%ですけれども、これは不服審査に対する訴えがなかったという認識でよろしいかお聞きします。

続きまして、50ページ。

総務課の通信運搬費です。通信運搬費の約3,400万円に対して文書郵送ということで、郵便局だけではなく、例えば佐川急便などと提携する手法などがあるかと思いますが、削減の取り組みをどうされているのかというところでお伺いいたします。

続いて、50ページ。

市立集会所修繕料599万4,095円。こちら何件分の修繕料でしょうかというところをお願いいたします。私は千里丘東2丁目に住んでおりますけれども、今後において集会所が減っていく見通しがあるのか気にしておりますが、修繕料として何件分が上がっているのかお伺いします。

続きまして、52ページです。

庁舎管理事業の中の印刷製本費5万4,340円。この内訳を教えてくださいたいと思います。

8番目が、光熱費3,100万円。これに対してESCO事業と関連してどのような効果検証がされているのかということについてお伺いします。

続きまして、その二つ下。通信運搬費1,401万2,659円、これが残額ゼロということで執行率100パーセントなんですけれども、この残額ゼロということは予算としては全部を使い切って、多分どこから流用をしたのかなと思いますけど、この取り組みについてお伺いします。

続きまして、特殊建築物定期調査委託料35万6,400円です。まず、特殊建築物とは何のことを指しているのかお教えください。

11番目、次世代自動車専用充電設備保守管理業務委託料。これは何台分のことなのかということでお伺いします。

続きまして、車両管理事業。全体的に執行率が低いわけですが、この執行率についてお伺いします。

続きまして、54ページ。

情報政策課の情報化推進事業です。1億8,300万円が予算化されていたわけですが、今後デジタル行政推進に関連して、予算としてはふえていくのかどうかということで見通しをお教えください。こ

れが14番目です。

続きまして、56ページになります。

LED防犯灯等防犯推進事業の中の防犯灯設置工事、これは何件分なのかということでお伺いします。

続いて、犯罪被害者等支援事業の中の日常生活支援委託料と賃貸住宅家賃等補助金について、執行がゼロですけれども、その理由についてお伺いします。

続きまして、防犯カメラ設置事業の防犯カメラリース料なんですけれども、全体で何台分としてのリース料を支払っているのかお教えてください。

続きまして、66ページに飛びます。

市民税課の課税事務事業について、市税業務委託料が約2,200万円執行されていますけれども、業務委託に至った過程と選定方法をお教えてください。

それから、収納事務事業の中のコンビニ収納代行業務委託料、約390万円執行されていますけれども、この内容についてお伺いします。

それから、固定資産税課の地図情報修正業務委託料が約600万円執行されていますけれども、これ委託の方法、選定方法、過程をお教えてください。

それから、同じく課税事務事業の中の償却資産データパンチ委託料についてです。執行額がゼロになってますけれども、内容としてこの予算化が必要だったのかどうかということでお教えてください。

続いて、66ページのうちの納税事務事業、電話催告等業務委託料449万円、その必要性についてお伺いしたいと思います。

続きまして、72ページ。

基幹統計調査事業の中の統計調査委員報酬についてです。まずは人数と、どのく

らいの期間にわたっての報酬なのかをお伺いしたいと思います。

それから、112ページ。

農業水路管理事業についてです。その中で報償金がありますけれども、同じように農業水路ポンプ場管理事業についても報償金というものがございます。その概要と何名分なのかなというところで、あとは単価の根拠についてお教えてください。

続いて、水路台帳作成業務委託料2,430万円ですが、この内容と選定方法についてお教えてください。

続いて、水路清掃負担金73万2,000円。これはどこに支払ってるものかというのを教えてください。

続いて、一番下に行きます。一番下の神安土地改良区負担金2,018万円についてです。こちらの内容についてお教えてください。

続きまして、118ページです。

土木維持作業事業の中で、土木維持作業業務委託料7,700万円。その契約相手と選定方法についてお教えてください。

続いて、地理情報システム整備事業、地図情報システム保守点検委託料125万4,000円なんですけれども、これは備考のところに道路台帳の電子化と書かれています。この保守点検委託料をずっと払い続ける必要があるのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、道路交通課の交通安全推進事業の交通安全対策工事ですね。先般も一般質問で安全・安心な歩道、歩行者空間について質問させていただいたんですけれども、予算200万円に対して135万円ということで執行率が少し低いので、その効率の低さについてお伺いしたいです。

続きまして、120ページ。

放置自転車等対策事業、放置自転車等対策指導委託料約1,500万円。これに関してなんですが、適切に執行されているかどうかというところですか。なぜこれを聞くかと言うと、市内のとあるところで対策指導員と思われる方が、恐らく業務中かと思われる時間帯にハトに餌をやっている場面を目撃しまして、これが本当にちゃんと適切に執行されているのかどうかということでお伺いしたいと思います。

続いて、道路反射鏡点検保守事業の中の道路反射鏡点検保守委託料ですね。なぜこれを聞くかと言うと、私道との接合部分であったり、市道と、あと狹隘道路。こういったところに関しては、電柱にミラーをご自身でお付けになられてるものが見受けられます。多分不法行為なんでしょうけども、必要性があって付けておられるというところを見かけることがあるので、その基本的な概念として設置方法をどうしているのかお教えてください。

続いて、市内循環バス運行補助事業1,200万円についてですが、このルートと利用人数についてお教えてください。

それから、道路管理課に移りまして、道路管理事業のうちの訴訟等委託料58万円、この中身について教えてください。

続きまして、122ページです。

駅前広場管理事業ですね。これがJR千里丘駅前、モノレール駅前、阪急摂津市駅前広場、合わせて約3,900万円あるわけですが、その委託先と人数についてお伺いします。

それから、道路管理課に移って、橋梁長寿命化修繕事業のタブレットレンタル料31万円について、何台分のレンタル料なのかということと、その必要性についてお伺いします。

続いて、124ページに移りまして、一番上の街路灯修繕事業について、現在の街路灯の数について教えてください。

それから、道路交通課、千里丘三島線東側道路改良事業。執行率が87.2%なんですが、備考のところに残額2,881万1,047円のうち翌年度繰越額1,955万円の理由をお教えてください。

続いて、交通バリアフリー整備事業についてです。これも本会議で一般質問させていただいたんですが、この今内容と来年の見込みについて教えてください。

それから、自転車通行空間整備事業ですね。執行率が18.2%で、非常に低いわけですが、これについてその内容と執行率の低さについてご説明いただきたいと思います。

続いて、未就学児移動経路対策事業です。こちらはたしか藤浦委員のほうから昨年度も質問があったかと記憶しておりますけども、その工事内容についてお教えてください。

続きまして、水みどり課の排水路ポンプ場管理事業、PCB廃棄処分委託料です。31万2,400円の中身についてお教えてください。

続いて、126ページです。

水路しゅんせつ事業の水路しゅんせつ委託料です。これに関してどこの水路のしゅんせつなのかお伺いします。

それから、残土等受入処分委託事業のうち、残土等受入処分委託料143万円、何トン分の残土として処分委託されたのかお伺いします。

続きまして、都市計画課に移りまして、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業です。モノレール南摂津駅にホーム柵がついてるのは現地で確認させていただいたん

ですが、モノレール摂津駅がまだとなっております。モノレール摂津駅はいつ頃になるのかなということでお伺いしたいと思います。

それから、建築課の特定空家対策事務事業の中、空家所有者等調査委託料4万9,500円執行されていますけども、この理由についてお教えてください。

続きまして、128ページ。

多世代同居・近居支援事業のうち、多世代同居・近居支援補助金について、約1,000万円執行されていますが、何世帯分として執行されているのかお伺いします。

続きまして、都市計画課の都市景観事業についてです。このうちの報償金10万5,000円。これは何に対する報償金なのかということでご答弁をお願いします。

続いて、130ページ。

花とみどりの相談所運営事業のうちの医薬材料費です。医薬材費とは一体何のことかご説明をお願いします。

続いて、水みどり課の公園維持管理事業の公園管理委託料について、約1億200万円の内容と根拠についてお教えてください。

同じく、その中の公園等日常点検業務委託料について、約1,000万円執行されていますが、公園管理以外に日常点検をどのような形でされてるのかということについてお伺いします。

それから、砂、樹木等として208万円執行されていますが、208万円のうち砂の占める割合と木は何本分なのかというところで、まずお伺いします。

次に、公園遊具補修事業の1,047万円です。昨年もお質問させていただいたと思いますけど、たしかA、B、C、Dという形で判定して補修されてると聞いてま

す。令和2年度は何件分を補修したのか、そのことについてお伺いいたします。

次に、138ページですね。

防災危機管理課の中の自主防災組織支援事業が執行率ゼロ%となっておりますが、この理由についてまずお伺いします。

続いて、防災対策事業のうちの避難行動等検討業務委託料293万5,000円。この業務委託料の経緯と中身についてお伺いします。

それから、防災士取得費用助成金の182万円について、何名分なのかをお伺いします。

続いて、東北地方太平洋沖地震支援事業についてです。内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係ります塚本委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、決算書の28ページ。市たばこ税の今後の見通しについてというお問い合わせございました。

委員がご指摘のとおり、健康志向に伴う消費者のたばこ離れということで、年々消費本数は減ってきているという状況はございます。平成30年度の税制改正で製造たばこの税率の引き上げが段階的に行われるということで、令和3年10月までとなっております影響で今まで消費本数は減っておりますけれども税収のほうはそれほど下がってきてないという状況がございました。しかし、今後税率の引き上げということもなくなりますが、消費本数というのは減っていく傾向にあるかと思っておりますので、市たばこ税収入は減っていく

ことになろうと予想しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 今の関係でね、市たばこ税は一般財源ですけど使い道はどうなっていますかという質問に対しての答弁はどうですか。関連して質問しとったと思いますけど。たばこ税の収入見込みは今後どうですかという質問と、たばこ税というのは一般財源ですけど、主にどういったものに使われていますかという質問もありましたが、どうですか。

財政課長。

○森川財政課長 たばこ税は一般財源であり、特定財源ではございませんので、特に使用の部分が決められた内容ではありません。広く使わせていただいております。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、2点目。決算書28ページの不納欠損が発生する理由につきましてご答弁させていただきます。

不納欠損が発生する主な理由といたしましては、まず財産調査等によって差し押さえ等の滞納処分をする財産がないと判明、または滞納処分をすることで生活が著しく困難になる場合など、滞納処分を行わない場合がございます。

2点目といたしましては、転居や国外への出国等によりまして所在が不明となっている場合がございます。

3点目といたしましては、ご本人が死亡され、また相続人がいない、もしくは相続人全員が相続放棄されるというような場合で、不納欠損が発生しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、総務課に係りますご質問にお答え申し上げます。

まず、決算概要46ページの庁内印刷事

業の消耗品費の内容でございますが、印刷用紙の購入費のほか、印刷機のマスターやインクなどの購入費でございます。

続きまして、48ページ、行政不服審査事務事業の執行率がゼロの理由でございますが、令和2年度におきましては市民や事業者からの不服申立てに関する審査請求がなく、審査会の開催がございませんでしたのでゼロとなっております。

続きまして、50ページ、郵送事業の通信運搬費でございます。先ほど委員から佐川急便というお話でございました。佐川急便は宅配業者でございますので、恐らくは荷物の運搬であろうかなと思っております。市役所でももちろん荷物の発送をするんですけども、市役所から多く発送するのは信書でございまして、信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書のことでございます。この信書を一般的に取り扱えるのは今のところ郵便局だけとなっておりますので、我々といたしましては郵便局のサービスの中から信書を発送できる割引サービスを適用しながら日々経費の節減に努めているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、資産活用課に係ります質問にお答えいたします。

まず、6番目。決算概要50ページの市立集会所事業に係る修繕料の件数についてのご質問でございますが、令和2年度につきましては43件の修繕を行っております。

7番目の決算概要52ページの庁舎管理事業の印刷製本費の内訳でございますが5万4,340円執行させていただいております。この内容につきましては、令和

2年度に市議会議員の補欠選挙がございましたが、それに伴いまして新しい議員の登退庁用の表示板に新たにお名前を追加するための費用でございます。また副市長が増員となりましたので、そのことに伴います同じ登退庁用の表示板の作成や副市長の事務机に設置する三角の銘板の作成にかかった費用でございます。

それぞれの内訳といたしましては、まず市議会議員に係る登退庁用の表示板が1万560円、副市長の登退庁用表示板作成に係った経費が1万4,080円。事務机に係る分が2万9,700円の合計5万4,340円でございます。

続きまして、8番目の同じく52ページの光熱水費に係るご質問でございます。

E S C O事業との関連での効果検証といった内容のご質問でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度からE S C O事業を開始いたしまして、庁舎空調設備の更新や照明設備のL E D化等を実施いたしておりまして、光熱水費の効果的な削減を図るとともに省エネルギー化を現在進めているところでございます。

令和2年度の実績及び効果といたしましては、削減効果額といたしまして約1,552万円。省エネルギー率で申しますと35.4%。またC O 2の削減率、こちらにつきましては35.2%となっております。目標からの達成率で申しますと106.6%となっております。

ただ、この効果につきましては、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もございまして、窓の開放による負荷の増といったこともございましたので、もともとの平成25年度から平成27年度の消費実績の平均、いわゆるベースラインと申してお

りますけれども、この分に補正を掛けた数字ということでご理解いただければと思います。

続きまして、10番目の特殊建築物に係りますご質問でございますが、こちらにつきましては建築基準法第12条に基づきまして、一定規模の施設につきましては3年に一度の特定建築物調査、内容といたしましては建築物の基礎や外壁、屋上の防水等劣化状況の調査等を行っているものでございます。令和2年度につきましては、毎年1回の建築調査の検査と防火設備の検査を実施しているものでございます。

続きまして、11番目の次世代自動車専用充電設備保守管理業務委託料の件数についてのご質問であります。利用台数といたしましては493件の利用がございました。

次に、12番目の車両管理事業の執行率のご質問でございますが、こちらにつきましては、タクシーやマイクロバスの借上料、高速道路使用時のE T Cカードの利用料、また公用車での出張時における有料駐車場利用料となっております。前年度から執行額が大幅に減っているということですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、例えば市民対象の方が遠方へ出向く多くのイベント等が中止になったことで大幅に減少したということでございます。

資産活用課につきましては、以上でございます。

○三好義治委員長 53ページの通信運搬費の分が抜けてます。

溝口課長。

○溝口資産活用課長 すみません。9番目の通信運搬費についてのご質問でございますが、答弁が抜けておりました。

こちらにつきましては、庁内の各執務室などに設置の電話やファクスに係る電話回線使用料、また防災用の携帯電話、納税コールセンターなどに係る電話使用料でございますけれども、こちらにつきましては、一定の予算確保として、例えば、災害時の対応等の不測の事態に対応するためにも予算の確保をしているものでございますけれども、今後のコスト削減につきましては、例えば料金プランの見直しなどが可能なかどうか、また、他市の事例等も研究させていただきながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、情報政策課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、質問番号13番。情報課推進事業、報償金についての予算化の目的についてのお問いでございます。

こちらにつきましては、職員向けのセキュリティ研修を開催しております。その講師謝礼として予算を計上させていただいたものでございます。

研修内容といたしましては、サイバー攻撃における個人情報の流出など、最近の動向や個人情報の取り扱いに係る留意事項等、セキュリティ全般を学習する機会として位置づけております。

続きまして、デジタル化に向けての予算化、今後の見通しについてのお問いだったかと思えます。

ご承知のとおり、国におきましては「デジタル・ガバメント実行計画」を策定し、自治体の取り組みに関しては「自治体デジタル・トランスフォーメーション計画」に示されております。本市におきましても、基本的にはこの計画に基づき進めていく

ものであると考えております。この計画に基づき、重点取組項目である行政手続のオンライン化や、テレワークを進める上での電子決済の導入、またコロナ禍の影響からオンライン会議の需要が非常に高まっております。次回のインターネット環境の更新におきましては、例えば職員が自席でウェブ会議が行えるような通信環境の整備を図る目的の下、進めていきたいと考えております。

さらに、市の外部施設においてインターネットを利用した講座や研修等が開催できるWi-Fi環境の整備ですが、こちらにおきましては、災害時に避難所としても活用されることから、そういった取り組みも進めていきたいと考えております。

これらの取り組みを行うためには、やはり一定予算におきましては増加が見込まれるものであると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問の15番目でございます。決算概要56ページ、LED防犯灯等防犯推進事業にかかる防犯灯の設置、工事の設置件数でございます。令和2年度はLED防犯灯について、21灯を設置いたしました。

続きまして、16番目。犯罪被害者等支援事業にございます日常生活支援委託料と賃貸住宅家賃等補助金の執行率がゼロの理由でございますが、まず、日常生活支援委託料ですが、これは犯罪被害に遭われたことによりまして家事とか育児、また介護というのが困難になったご家庭に対してホームヘルパーを派遣するという内容でございます。また、賃貸住宅等家賃の補助金と申しますのは、犯罪被害によりこれまで住んでいたところに住み続けること



が困難であるため転居を余儀なくされた方に賃貸住宅を借りるために要する経費を補助するものでございます。令和2年度なんですけれども、犯罪被害者の方から12件の相談を受けました。我々のほうといたしましては、いろんな支援メニューがございますよと紹介させていただいたんですけども、これら二つに該当するケースは結果的にございませんでした。これが執行率ゼロの理由でございます。

続いて、17番目でございます。

防犯カメラ設置事業に関しまして、何台分のリース料なのかというお問い合わせでございます。これは平成31年度から始まりましたカメラリースで、対象機材は30台でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号18番、決算概要66ページ、課税事務事業の市税業務委託料に係ります過程と選定方法についてというお問い合わせございました。

この市税業務委託に至ります過程といますか、経緯でございますけれども、市民税課で働き方改革等必要な職員の時間外勤務の削減を図るということは喫緊の課題としてございました。また、証明の窓口や課税事務のピーク時において必要な人数の会計年度任用職員の確保ということも年々難しくなってきたという状況がございました。また、職員の専門的な知識を積み重ねるための人材育成に必要な時間も同時に確保していかなければならないという課題もございました。その課題の解決のために、民間事業者の活力を導入し、より効果的で効率的な業務運営を図

るため、証明窓口の業務と課税業務、個人住民税と軽自動車税、法人市民税、固定資産に係ります補助事務につきまして委託を導入するという考えになりました。

業者の選定方法でございますが、こちらにつきましては、本業務を円滑に行うために価格のみでなく、高い専門性や技術力を有しているか、問題が生じた場合の解決への実施方針や実現性を有しているか等の観点から総合的に選定をするということで、公募型のプロポーザル方式で受託者の選定を行ったものでございます。

続きまして、19番目。収納事務事業のコンビニ収納代行業務委託料についてのお問いにお答えいたします。

こちらの内容ということでございました。市府民税の普通徴収及び固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）の収納事務について、納税義務者の方がコンビニエンスストアでお支払いをされる。その収納した公金を取りまとめて本市に回送するという業務を委託しております。月々の基本料金と件数当たりの手数料というのを委託料として事業者にお支払いをしておる状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、固定資産税課に係ります二つの質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問番号20番。地図情報修正業務委託料につきましてお答えをさせていただきます。

当該業務につきましては、毎年度法務局に提出された土地や家屋の分筆や合筆、地図修正等の情報を集約しまして、地方税法で定められております地籍図や路線数、家屋図面等を修正・製本し、レイヤー等を作

成する業務となっております。当該地籍図等につきましては、固定資産税課で導入しておりますGIS、つまり地図情報システムにもレイヤーとして使用しておりますので、GISの導入業者との調整が必要となってくることから1社の随意契約とさせていただきます。

続きまして、2点目の質問。償却資産のデータパンチ委託料につきましてお答えをさせていただきます。

当該業務につきましては、毎年度提出される償却資産の申告書に基づき資産明細を入力する業務の委託料となっております。当該業務につきましては、申告内容の電算化等の影響もありまして、毎年度入力する件数が減少しているような状況でございました。そのような中、先ほど妹尾課長のご答弁にもありました、市民税課の窓口業務委託におきまして申告書等の入力業務について委託することになりましたので、償却資産の入力業務につきましても委託業務の中に含めることで経費の節減を図ったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、質問番号22番。決算概要66ページの納税課にかかる納税事務事業にございます電話催告等業務委託料、いわゆる納付コールセンターにつきまして、その必要性につきましてご答弁させていただきます。

税を納期限内に納めていただけない理由の一つといたしまして、うっかり忘れでありましたり、また納付書を間違えて捨ててしまったり分らなくなるというような方がおられまして、主にそういった方に対して納付勧奨を電話で行うことにより、適正な税収の確保を行うというのが主な

内容でございますが、それ以外にも、例えば、納税がおくれることによりまして次の納税時期と重なります。そういたしますと納税の負担感が増し滞納しやすくなるということを解消するために早期の納税を勧奨いたしまして、将来的な、また潜在的な滞納の減少を図っております。また、納付がくれますと電話がかかってくるというアクションを繰り返すことによりまして納税者の方に期限内に納税するという意識を持っていただきます。また、収入が減るなど納税が困難な方の中には、自分から市のほうに相談に行きづらいと、ハードルが高いと感じる方がおられるのは確かでございます。そういった方に対して早期に接触し、また、その状況等をお伺いして納付相談につなげることで無理のない納付を行っていただけるように努めております。これらのことから必要性があると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、決算概要72ページの基幹統計調査事業の統計調査員報酬に係ります調査員の人数と任命期間でございます。

令和2年度におきましては、工業統計調査と国勢調査の二つの統計調査がございました。まず、工業統計調査でございますが、調査員が17名、指導員が2名で、任命期間はともに令和2年4月23日から6月22日までの2か月間でございます。

次に、国勢調査でございますが、調査員が462名、指導員が79名で、任命の期間は調査員が令和2年8月27日から10月26日までの2か月間で、指導員が8月1日から12月15日までの4か月半でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、質問番号24番目の農業水路管理事業及び農業用水路ポンプ場管理事業における報償金についてお答えいたします。

まず、農業水路管理事業における報償金でございますが、この報償金には樋守と常設委員がございます。樋守とは、淀川や山田川より取水したかんがい用水について、水路を經由して各営農地へ安定して供給するために必要な水路内の水位調整や送水経路の分配を行うとともに、不要となった用水をゲート操作や堰板の設置撤去により排水を行っていただくものであり、これらの作業に従事される水利関係者16名の方にお支払いしている報償金であります。

次に、常設委員でございますが、水路の水量等の調整、水路状況の管理や点検、開発行為における水路に関する地元協議、工事により水路に影響が及ぶ場合の地元同意、水路の境界明示における利害関係者としての立会い等の作業を行っていただくものであり、これらの作業に従事される水利関係者21名にお支払いする報償金であります。

続きまして、農業水路ポンプ場管理事業における報償金でございます。

この報償金は、淀川や山田川より取水したかんがい用水について、水路を經由して各営農地へ安定して供給するために必要な用水ポンプや中継ポンプ等の運転操作に従事される水利関係者14名にお支払いするものでございます。

続きまして、25番目のご質問にお答えします。決算概要112ページの農業水路

管理事業における水路台帳作成業務委託料についてお答えします。

まず、水路は田畑への用排水機能を有しているだけでなく、特に鳥飼地域の下水道が整備途上であることから日々の水防活動をはじめ、大雨の内水排除といった下水道施設の役割も担う重要な施設となっております。現在使用している水路網図や水路台帳は昭和59年に作成されたものであり、それ以降市内では市街化が進む中で田畑が減少したことにより機能として不要となった水路がふえております。また、下水道等の工事や開発工事による水路の付け替えや改修、道路や歩道の一部として利用するため水路に蓋を設置するなど現地の状況や役割も大きく変化しております。

このようなことから、今後の水路機能や構造を含めた水路の在り方について検討していくことが重要な課題と考えており、本委託により最新の水路網図、台帳に更新するものであります。

続きまして、26番目。決算概要112ページ、農業水路管理事業における水路清掃負担金についてお答えします。

本負担金は、本市と協定を締結している地元水利組合など14団体が市内の農業用水路及び排水路を対象に実施される水路の清掃活動に対し、各団体より請求があった場合において協定に基づき参加者に応じた金額を支給するものであります。

次に、27番目。決算概要112ページ、農業水路管理事務事業における神安土地改良区負担金についてお答えします。

まず、神安土地改良区とは、農業生産を行う上で欠かすことのできない用排水施設の整備や維持管理、農業用水の送水、農地の整備といった土地改良事業を目的に

設立された土地改良法に基づく団体であります。また、高槻市、茨木市、摂津市及び吹田市、それぞれの一部地域を管理区域としている団体でございます。

本負担金は、この神安土地改良区で支払う経費や維持管理費等であり、その主な内訳といたしましては、神安土地改良区の経常的な経費を支払う経常賦課金、農業用水路が農業用水や排水だけでなく都市化による地域排水の用途を兼ねていることに対する維持管理負担金、農業期を終えた10月から3月までの水路の防臭対策や防火用水のための冬季送水に係る維持管理費などを総じて支払うものであります。

以上です。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、塚本委員ご質問の28番目、土木維持作業の業務委託における相手方の選定方法についてお答えいたします。

土木維持作業業務委託は、市の管理する道路や施設で生じる日常的な補修等の作業を行っております。具体的には、事務報告書252ページに記載のとおり、道路の清掃や草刈り作業、舗装や柵の塗装など、簡易な施設補修。公園ごみの回収や地域の美化活動で生じた残土の回収処分などで、令和2年度は764件の作業を行っております。

これらの作業は、その内容に合わせてトラック1台と、運転手1名、作業員2名の計3名のAタイプ。それと、トラック1台と、運転手1名、作業員1名、計2名のBタイプの組み合わせで行っております。

契約の相手方につきましては、1日当たりのAタイプの金額で入札を行いまして業者を決定しております。また、その金額

を比率案分により算出をして1日当たりのBタイプの金額を決定し、それぞれの金額で単価契約をしております。

契約期間は、4月初めから9月末までの上半期と、10月初めから年度末3月末までの下半期に分けて発注しております。令和2年度の契約相手方につきましては、事務報告書253ページに記載のとおり、上半期が老田工業、下半期が鳥飼土木工業でございます。

続きまして、29番目のご質問で、地理情報システムの補修委託料について継続的に支払う必要があるかというお問い合わせについてお答えいたします。

この道路情報システムの保守点検委託についてでございますが、道路法第28条では、道路管理者は道路台帳の調製・保管をしなければならないと定められております。地理情報システム保守点検委託は、この同法に基づきまして認定道路の延長、幅員等の情報を管理・保管し、道路台帳の調製をするための道路管理システムの保守でございます。

このシステムは、外部のデータセンターでシステムやデータを管理するクラウドシステムで、セキュリティの高い総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANですね。これを通じまして、部内において各自が使用する机上のパソコンからシステムを利用することができるものです。

データセンターは、一定の防災基準、セキュリティ基準を有し、非常時の電源設備が備えられた場所にごさいまして、万が一災害などで市役所が被災を受けた場合にもデータが守られ、早期にシステムの復旧利用が可能となるものですが、本保守委託の内容につきましては、このデータセンターにおいてシステムが一定のサービスレ

ベルを維持するための保守業務でございます。毎年一定額の保守委託料で実施しているものです。今後もこの保守料は継続的に必要となるものでございます。

以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前 11時 59分 休憩)

(午後 1時 2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、30番目の交通安全対策工事について、執行率が低い理由をご説明申し上げます。

この交通安全対策工事の予算につきましては、決算概要の備考欄にも記載しておりますとおり、交差点改良工事や夜間点滅式交差点びよりの設置、また交差点案内標識の設置に充てている予算であります。年度途中で、要望等により発生する安全対策に対応できるよう組んでいる予算でありまして、令和2年度につきましては、市道千里丘中央線において、摂津警察による新たな横断歩道の設置に合わせ接続する歩道の段差改良や横断防止柵の撤去、横断歩道前後に弁柄のゼブラに強調表示を施行したものでありまして、予算200万円に対しまして、事務報告書262ページに記載の千里丘中央線歩道切下工事、工事費としまして135万1,900円の執行だけとなったものであります。

続きまして、放置自転車等対策事業の指導委託料を適切に執行されているかについてでございますが、放置自転車等対策指導委託料につきましては、市内5駅の駅周辺における放置禁止区域の自転車に対して、放置しないよう指導を行っている業務であり、業務委託先は、フォルテ摂津の周辺は摂津都市開発株式会社であり、その他

の駅周辺は摂津市のシルバー人材センターが委託しております。

業務従事者におきましては、これまで苦情として、数は少ないのですが、ベンチに腰かけ、むだ話をしていると苦情が入ったことがありましたが、最近においては全く苦情等はない状況であります。

委員がご指摘の業務中のハトへの餌やりなどにつきましては、そのようなことがもしありましたら、シルバー人材センターあるいは摂津都市開発株式会社へ確認を取りまして、そのような行為をしているのであれば、改善するよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、道路反射鏡点検保守委託料の件で、設置方法についてのご質問でございますが、カーブミラーにつきましては、道路の附属物として屈曲部、屈折部、または交差点において、車両が周囲の建物の存在により死角が生じる方向の他の車両を確認するための鏡であって、市が設置、管理しております。

設置基準については、今、申したように、前方の見通しが悪い箇所あるいは市道その他の公道との交差点において、左右または片方の見通しが悪い箇所、私道においては、その両端が公道に設置し、かつ一般交通の用に供され、通過車両があるものに限る私道との交差点において、左右または片方の見通しが悪い箇所などに設置する基準としております。設置する場合は、それらの状況を見て、交通量、その他の状況を勘案して必要と認める場合に設置しております。

委員がご指摘の電柱にミラーを付けている箇所を見かけるということでございますが、市民の方が小型のカーブミラーを設置している場合、その設置場所が私道で、

その土地の所有者あるいは構造物の所有者から承諾をもらっている場合もあろうかとは思いますが、市は、そのことに対しては何も言えませんが、市の管理道路に設置している場合は、市としては個人の占有物に対して占有許可を出すようなことはございません。その代わりに、先ほど申した設置基準に基づき設置することになるかと思えます。

続きまして、市内循環バスのルートと利用人数についてのご質問にお答えさせていただきます。

市内循環バスの運行ルートは、東別府にある営業所を出まして、JR千里丘駅まで向かい、JR千里丘駅を起点に、大阪中央環状線以西を反時計回りで運行しており、正雀、別府、南別府などを循環してから営業所へ戻る運行経路となっております。年間の利用者につきましては、令和2年度におきましては1万3,137人となっております。前年度と比べ、コロナ禍の影響もあったと思われませんが、21%ダウンしている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、ご質問の34番目、道路管理事業の中で、訴訟等委託料の訴訟内容についてのご質問にお答えいたします。

本訴訟の概要から申し上げますと、千里丘5丁目の府道大阪高槻京都線に接する土地で、別の開発者が築造し、市に帰属した開発道路の中に、原告自身の所有する土地が存在しているとして、原告が市に対して所在を認め、境界の確定と所有権の移転の請求をされたものでございます。なお、原告は本市以外に開発者と開発に当たって、道路境界明示を行った大阪府を被告と

して訴えております。

その経緯といたしましては、平成30年に開発者が府道境界明示により、自身の所有地が開発に必要な長さを府道に接していることを確認されました。そして、都市計画法第29条事前協議申請を初めとする本市での一連の開発申請等の手続がなされ、平成31年4月に、市は開発許可を出しております。その後、開発工事は進められ、令和元年12月の工事完了検査を経て築造された道路は、令和2年2月に市に帰属され、現在、その土地の所有権は摂津市となっております。なお、これまでの一連の手続は適切になされており、市には一切の瑕疵はございません。

開発完了後の令和3年7月、原告は開発地と府道との間に、自身が所有する土地があり、市に帰属した道路にもその一部が存在するとして、冒頭に述べたとおり訴えを起こされたもので、これに対して市も応訴し、市議会議員の皆様にも、同年7月下旬にその内容をお知らせしたところでございます。

この土地をどう処理していくか、弁論準備において、和解に向けての協議が進められているところでございますが、本市としては、手続上の瑕疵もなく、開発で帰属された道路であり、既に開発宅地に住宅を建設され、道路が住民生活に利用されていることから、現状の道路機能を維持し、その所有権または使用権が市に帰属することを求めています。ただし、現在も係争中の内容でございますので、確定的なことは申し上げられず、これ以上の回答は控えさせていただきます。

続きまして、35番目のご質問で、駅前広場の管理事業の委託先、そして、その人数についてのご質問にお答えいたします。

各駅前広場管理事業では、摂津市の玄関口である各駅前広場の良好な環境を維持する目的で行っております。JR千里丘駅前広場の管理委託につきましては、委託先は摂津都市開発株式会社で、その歩道や側溝などの日常清掃を実施しているほか、立体横断施設あるいは排水施設等の定期清掃を年2回から3回、また照明器具の清掃や植木の剪定などの作業を年1回実施しています。このほか、エレベーターやエスカレーターなどの点検も毎月実施しております。また、モノレール2駅の駅前広場、そして阪急摂津市駅の駅前広場におきましては、シルバー人材センターに歩道などの日常清掃を委託しておりますが、バス停留所や照明器具の清掃、また植木の剪定など、年1回から3回の定期作業、またモノレール南摂津駅におきましては、エレベーターの毎月の点検を、これについては摂津都市開発株式会社に委託をしているところです。なお、摂津都市開発株式会社に委託しているものにつきましては、それぞれの作業を専門の業者に依頼して管理をしていただいておりますが、これに従事する人の人数といたしましては、日常清掃で2名、定期作業で、作業の内容にもよりますが、2名から7名、従事していると聞いております。また、シルバー人材センターに委託している日常清掃につきましては、阪急摂津市駅及びモノレール南摂津駅で1日2名、モノレール摂津駅では1日1名に作業を委託しております。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業の中で利用しているタブレット、これの台数及びその必要性についてのお問いにお答えいたします。

平成26年7月の道路法施行規則の一部改正により、橋梁の定期点検とその記録

保存が義務づけられております。また、平成27年12月には、市長会からのデータベースの構築要望を受けて、平成31年より大阪府は、都市基盤施設のデータ管理、蓄積、活用するための大阪府データベースシステムの運用を開始しております。

本市におきましても、橋梁定期点検の結果を本システムに記録、蓄積し、このデータを利用して、本システムの機能の一つである橋梁長寿命化修繕計画策定システムを利用して修繕計画も策定をいたしております。

タブレットは、現地で業者と調査及び点検手法を検討する際に、このデータベースにある諸元データ、過去の点検記録、また、ほかの自治体の対応事例などをその場で確認したり、日常点検や災害時には現地の状況写真がデータベースを通じて、庁内のパソコンでも状況を把握して迅速な対応につなげることができるもので、現在、このタブレットは1台で運用しておりますが、この機能を利用して、橋梁だけでなく、平素の道路施設の日常管理、巡視業務にも活用範囲を広げているところでございます。

続きまして、37番目のご質問で、道路における街路灯の現在の基数についてでございますが、本市では、令和2年度末におきまして、約1,050基の街路灯がございます。これらの街路灯は、国の点検要領に基づきまして、本市では10年に1度のサイクルで街路灯の点検を実施しております。令和2年度は、52基の街路灯の点検を実施し、街路灯の適切な維持管理に努めているところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、38番目の

千里丘三島線道路改良事業について、残額が多い原因と翌年度繰越の理由についてご説明申し上げます。

千里丘三島線における道路改良事業によりまして、道路を拡幅するための用地買収に伴い、土地購入費と建物移転補償費を計上しておりますが、残額が多く発生したのは、土地購入費と建物移転補償費の部分であります。権利者との交渉においては、土地購入は土地鑑定士の鑑定評価、建物移転補償費は国が出しております損失補償基準に基づいて、今、補償額を算出しております。その結果を元に、権利者と交渉に当たりますが、令和2年度は7件の物件を移転し、用地を確保しております。交渉の結果、それぞれの権利者と土地売買契約及び建物移転補償契約を結んだ結果、決算概要のとおり残額が発生したものであります。また、残額のうち、繰越額が1,955万円となっておりますが、これは令和2年度に契約したものの7件のうちの4件につきまして、契約完了後、建物の取り壊しから土地所有の名義変更まで完了するのに年度をまたいだため、繰り越しとなったものでございます。

続きまして、39番目、交通バリアフリー整備事業の内容と次年度の見込みについてご説明申し上げます。

工事場所につきましては、鳥飼上4丁目・5丁目、市の幹線道路であります新在家鳥飼上線の歩道部分について、歩行者の動線上にある段差の改良3か所、それと視覚障害者用誘導ブロックの設置が主な目的で整備しております。併せて、老朽化が激しい交差点部分の横断防止柵や縁石の改良、街渠の水たまりを解消するための雨水樹の設置も併せて実施しており、これによりまして、歩行者の円滑な歩行空間の整

備を行っている内容となっております。

本事業は、令和3年度も引き続き同路線を整備していくとともに、次年度の見込みにつきましても、同様の路線を引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、40番目、自転車通行空間整備事業の執行率が低い内容と理由についてご説明申し上げます。

自転車通行空間整備事業は、令和2年3月に摂津市自転車活用推進計画を策定したその計画に定めた路線の整備を進めている事業でございます。整備内容は、車道部に青色の矢羽根型路面標示を設置し、車道混在による自転車通行空間を整備するものであります。令和2年度は、大阪府によりまして府道大阪高槻線が一津屋交差点から鳥飼仁和寺大橋の交差点を經由し、鳥飼基地南交差点までの約2.9キロを整備されております。

本市におきましては、同年度において、新在家鳥飼中線を約470メートル実施しております。これにより、新在家交差点で府道の矢羽根型路面標示をつなげ、連続させております。

令和2年度の当初予算につきましては、この470メートルの施工に関して、当初予算569万7,000円を組んでおりました。この工事により、工事の請負費が445万5,275円となっております。執行率が悪い理由としましては、令和3年第1回の国の追加補正に合わせまして、令和3年第1回において1,884万円を追加補正させていただいております。補正額を併せました2,453万7,000円となりました結果、この追加分については未発注繰越をしておりますので、その分、執行率が低い状態となっております。



続きまして、41番目の未就学児移動経路対策事業の工事内容についてでございますが、この事業につきましては、大津市の保育園児死傷事故を受け、令和元年6月に内閣府文部科学省、厚生労働省より未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領が発出され、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設管理者に対しまして、緊急安全点検の上、その対策案を検討するよう発出されております。併せて、国土交通省から道路管理者に対し、また警察庁から大阪府警等に対しまして、その点検結果に積極的に協力するよう通知が出されております。この要領に基づき、本市が管理する道路について、道路管理者、施設管理者、摂津警察との合同点検を実施し、この点検結果を踏まえ、対策箇所を抽出いたしました。

令和元年度から令和3年度までの3か年で12か所を対策していく内容になっておりまして、令和2年度、その対策の内容につきましては、交差点内における車止め設置、路面に段差を設け、自動車の速度を抑制させるハンプの設置、路側帯を歩行空間として区分するグリーンベルトの設置、このほか徐行の路面標示の設置などが内容となっております。

令和2年度で実施しました工事の内容につきましては、事務報告書273ページに記載している工事内容でございますが、自動車の通過速度が速く、危険な状況が見受けられる淀川堤防沿いの市道南別府鳥飼上線において、淀川河川敷公園への横断歩道2か所の前後に2か所、合計4か所のハンプを設置いたしました。また、市道鳥飼本町52号線及び81号線では、交差点内で車から歩行者を守るための車止めを設置するとともに、横断防護柵の移設によ

る歩行空間の拡大などを行っております。

そのほかにも、路側部分にグリーンベルトを設置し、歩行者の歩行空間を明示するなどの整備を実施しまして、未就学児移動経路の安全対策を行ったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関します42番目のご質問、排水路ポンプ場管理事業におけるPCB廃棄物処分委託料についてお答えします。

PCB廃棄物の処分につきましては、平成13年に制定されたPCB特措法により、PCB廃棄物を所有する事業者は保管状況等を届け出しなければならないほか、高濃度PCBにおきましては令和3年3月31日まで、低濃度PCBにつきましては令和9年3月31日までの期間内に適正に処分するよう義務づけられております。このことから、平成29年度に市内のポンプ場等の水路施設を対象としたPCB含有機器の調査を行っており、その結果より、高濃度を含有する蛍光灯安定器とPCBの微量混入の疑いがある機器を確認しております。

本事業は、前年度に行っております低濃度PCB廃棄物処分と同様に、PCB含有機器調査を基に判明した高濃度PCB廃棄物を指定処分地に運搬処理いたしましたのであります。

続きまして、43番目、決算概要126ページ、水路しゅんせつ事業における水路しゅんせつ委託料についてお答えいたします。

本事業は、市内水路はもとより、管路や柵の内部における土砂及びごみ等の堆積を原因とする流下能力の低下、これらに伴

う悪臭や害虫の発生による住環境への影響等をいち早く軽減、かつ解消させるため、バキューム車による土砂の吸引や高圧洗浄車による内部洗浄により撤去した堆積物を処分するものであります。

令和2年度にしゅんせつを行った水路の場所といたしましては、主に一津屋3丁目地区の三線水路、庄屋2丁目地区の立会水路及び坪井水路、桜町1丁目の小川水路などであり、これ以外の箇所も併せますと、合計11か所で作業を行っております。

以上です。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、44番目のご質問で、残土受入処分と残土等受入処分委託事業の中で、残土の処分をどれだけしたかというお問い合わせについてお答えいたします。

残土等受入処分委託事業は、この中で、主に地域の美化活動で回収した側溝の残土、土木時作業で行っております水路清掃や施設修繕などで発生する残土の処分を行っております。

令和2年度の処分料につきましては、事務報告書257ページに記載のとおり、残土が48.68トン、混入土、これは土に若干、草等の細かなものが入った残土になりますが、これについては113.60トンの処分を行っております。

以上です。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、45番目のモノレール駅可動式ホーム柵設置事業についてのご質問にお答えします。

大阪モノレールでは、平成30年度から令和4年度までの予定で、全ての駅でホーム柵を設置することとして工事を進められており、委員がお示しのとおり、令和2

年度にモノレール南摂津駅で設置されました。モノレール摂津駅につきましては、本年12月中に設置完了予定でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、46番目の空家所有者等調査委託料の内容についてお答えいたします。

空家等の所有者または管理者の特定に当たりましては、法務局が保有する不動産登記情報、市町村が保有する住民票であったり戸籍謄本、また固定資産税の情報の利用により所有者の特定の調査を行っております。

また、所有者等におかれましては、相続発生が起きている場合がございます。複数相続人がいらっしゃる場合であったり、相続放棄されているような事案もございますので、その特定作業に当たりましては、多大な時間と手間がかかることが見込まれます。そのようなことから、令和元年5月、本市では、大阪司法書士会と連携協定を結ばせていただき、専門家である同会所属の司法書士へ調査委託ができることにより、所有者特定調査に係ります業務遂行の円滑化や効率化が期待されるところでございます。

実績といたしましては、事務報告書245ページ記載のとおり、令和2年度の件数といたしましては2件となっております。これらの文書による指導を所有者に対して行う部分につきましては、スピーディーに円滑に行えておると感じているところでございます。

続きまして、47番目の多世代同居・近居支援補助金の何世帯、交付件数があるかというお問い合わせについてお答えいたします。

親から子・孫の3世代にわたって、市内で新たに同居または近居をされることにより、安心して暮らせるまちづくりを目指すという内容で、令和元年7月からこの制度を開始させていただいております。本制度につきましては、住宅の取得、リフォーム、それから引っ越し、転居の費用、これらを一定補助させていただいているところでございます。実績といたしましては、令和2年度の交付状況につきましては、事務報告書245ページに記載のとおりで37件ございます。その内訳といたしまして、住宅取得は23件、リフォームが3件、転居が11件となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、48番目の都市景観事業についてのご質問にお答えします。

本市では、都市景観の形成に必要な事項を定めた都市景観まちづくり要綱に基づき、大規模建築物等の建築行為を行う場合には届け出が必要となっております。また、届出内容について、景観形成上、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言や指導を行うこととなっております。

この助言や指導を行うに当たりまして、専門性及び公平性の向上を図るため、学識経験者から意見を頂いており、お二人の学識経験者を都市景観アドバイザーとして委嘱しております。報償金につきましては、令和2年度は届け出に合わせて、お二人の都市景観アドバイザーのうち、お一人にお越しいただき、会議を7回開催しており、その報償金としてお支払いしているものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 引き続きまして、水みどり課に関します49番目のご質問、決算概要130ページ、花とみどりの相談所運営事業における医薬材料費についてお答えいたします。

本市の花壇活動の拠点となっている鶴野苗圃では、専門家による花と緑に関する相談の受付やボランティア団体の活動、花と木の実践養成教室などの様々な活動を行っており、多くの市民が来所されております。これらの活動では、刃物を扱うこともあることから、けがや、あと、外での作業もありますので、虫刺され、こういったことから適切かつ速やかに処置ができるようにするため、消毒液やばんそうこう、湿布、虫よけスプレー等を常備するために購入しているものであります。

続きまして、50番目、決算概要130ページ、公園維持管理事業における公園管理委託料についてお答えいたします。

公園管理委託料には、公園やちびっこ広場など82か所の除草や日常清掃をシルバー人材センターで行うための公園施設に係る除草清掃業務委託、境川のせせらぎを含む市内6か所の水景施設の清掃や点検などを行うための水景施設管理業務委託、公園やちびっこ広場、緑地・緑道における樹木の剪定や草刈り機による草刈りを行うための都市公園等管理作業委託、別府公園を含む市内3か所の公園内にある管理棟の管理業務を行うための公園管理棟管理委託、明和池公園に5基設置されております防犯カメラ等の保守点検を行うための防犯カメラ保守点検委託の五つの委託業務を個別に発注しております。

続きまして、51番目のご質問、決算概要130ページ、公園維持管理事業におけ

る公園等日常点検業務委託料についてお答えいたします。

本業務委託は、シルバー人材センターへ委託し、都市公園、ちびっこ広場、緑地・緑道を対象に、二人一組の体制にて巡視を行い、園路や遊具、トイレ、ベンチ、フェンスなどの施設を目視や触診による点検を実施しております。点検により損傷や清掃などが必要な箇所を確認した場合には、事故防止と機能保全の観点から、施設の簡易補修や簡易清掃を行っております。また、施設内での禁止行為や迷惑行為が見受けられたり、通報があった場合には、その行為を口頭などにより注意啓発を行っております。巡視点検の開始前には、当日の巡視ルートや作業内容の指示・確認を行い、終了後には一日の作業内容の報告・確認を行うなど、委託業者と密に連携を取り、施設の適正な維持管理に努めております。

続きまして、52番目のご質問、決算概要130ページ、公園維持管理事業における砂、樹木等についてお答えいたします。

砂、樹木等の内容といたしましては、公園の砂場の補充や公園の整地に使用する砂の購入、補植用樹木の購入だけでなく、職員や公園等日常点検業務委託の従事者が行う公園施設の簡易補修時に使用する資材の購入も行っております。

令和2年度に購入いたしました砂は、砂場補充用の砂などを10トン車1台分、それと園路の補修用の砂、これが約37万円、樹木につきましては嘉円公園、鶴野第1公園、市場池オアシス広場における補修用樹木を合計290本、約83万円購入しております。そのほかには、遊具などの塗替え用の塗料、ベンチの座板や背もたれの取り替えに使用する擬木材、ブランコの修繕用チェーンなどを購入しております。

続きまして、53番目のご質問、公園遊具補修事業における修繕料についてお答えいたします。

公園遊具につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、子どもたちが安全に利用できるように、様々な角度から遊具の専門家とともに年に一度、総点検を実施しております。この総点検の結果や公園等日常点検業務委託による点検結果、日々寄せられる公園利用者からの情報提供などを基に、遊具の損傷具合の危険度や利用頻度などを総合的に判断しながら修繕を行っております。

令和2年度に発注を行った遊具の修繕業務は20件ございます。遊具の個数としましては、ブランコやコンクリート遊具など、併せて33基になります。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号54番でございます。自主防災組織の支援事業の消耗品の執行率がゼロの理由というところでございます。

この事業なんですけれども、市内に12ございます自主防災組織が自主的に行います活動に対して、市のほうで必要な物品を支給するという内容でございますが、令和2年度は新型コロナウイルス蔓延によりまして、結果といたしまして、自主防災組織が運営いたします訓練でありましたり、それぞれの活動が全て中止となりましたことから、執行率もゼロとなったものでございます。

続きまして、質問の55番目でございます。防災対策事業の中にごございます避難行動等検討業務委託料の経緯と内容でございます。

まず、この経緯なんですけれども、摂津市のほうで水害時の広域避難の検討を進めております。この基礎データということで、摂津市内の被害状況でありますとか、そのあたり、詳細に数値として調べる必要がございました。これが経緯でございます。

また、中身なんですけれども、最新の河川の氾濫のハザードマップを基にいたしまして、実際に摂津市内で水害時に避難行動を要する方の人口を地域ごとに算出するでありましたり、また想定浸水深と、あと、コロナ禍での3密を避けたパーソナルスペース、このあたりを基にいたしまして、摂津市内の避難所ごとに収容定員を再度精査したものでございます。また、近隣自治体への広域避難に関しまして、候補施設でありましたり、移動手段などの検討、提案も含まれております。

続きまして、質問番号56番でございます。防災対策事業の防災士資格取得費用の助成金でございます。

この内容なんですけれども、資格取得に要した経費の半額を補助するものでございまして、令和2年度には12名の方に補助をさせていただきました。

続きまして、質問番号57番でございます。東北地方太平洋沖地震支援事業でございます。この内容というお問い合わせでしたが、この制度は、東日本大震災の被災者の方が避難のために摂津市に居住した場合、水道料金を全額免除するという内容でございます。対象となられておられる世帯は3世帯でございます。ただ、この制度なんですけれども、震災から10年が経過いたしました令和2年度末をもって終了しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

それでは、1番目の市たばこ税について、今後減っていく見込みだということでご答弁いただきました。受益者負担というわけでもないんですが、どうしても気になるのが、先日も一般質問で取り上げさせていただいたんですけど、JR千里丘駅は駅前での喫煙が禁止になっているけども、吸い殻が非常に道に散乱しておりまして、やはり抑止力というのがなかなかないと感じております。喫煙者の囲い込みというのは、ある程度、一定必要じゃないかなという思いがあります。近隣市を見ますと、JR茨木駅とJR吹田駅、それからJR岸辺駅であっても、健都の反対側に喫煙所があるけども、JR千里丘駅にはないというのが現状ですので、その辺、勘案していただいて、どこかに一定の囲い込みというのがある程度、必要じゃないかなというのが私の考えですので、これは要望として伝えさせていただきます。

続きまして、2番目です。市税の不納欠損額ですが、差し押さえができないとかいうところ、この辺が気になってくるんですけども、コロナ禍の中での欠損額というのが今後ふえていくのではないかなと、どうしても納税できないという方がふえてくるのではないかというような不安もございまして、今後の見込みについて、分かるようでしたら、教えていただきたいというのが2回目の質問です。

3番目、庁内印刷事業ですが、消耗品費の内容をお伝えいただいたんですけども、どうしてもやっぱり現状を見ますと、庁内を見ていると、印刷物が非常に多いのと、紙ベースのものがまだまだ非常に多いというところが見受けられますので、このペーパーレスの取り組みをどんどん加速化

していただきたいというところで、要望に止めておきます。

4番目については理解いたしました。ありがとうございます。

5番目、通信費ですけれども、こちらもやっぱりいろいろと信書等々もあるかと思うんですけれども、インターネットの活用もしていただいて、削減できるところはしていただくというようなところで取り組みを進めて、加速化していただきたいと思えます。

市立集会所については、今後はどのような見込みでお考えかというのだけ、もう一度、聞かせてください。今後、人口減少に合わせて減っていく見込みなのでしょうか。その辺の見込みを教えてください。

7番目、印刷製本費については理解しました。

8番目、光熱費ですね。ESCO事業との関係で効果検証をされているということで、十分な削減効果も結構出ているのかなというところで理解いたしました。ありがとうございます。

9番目、通信運搬費ですが、これもまた料金プラン等、いろいろとあるかと思えますので、見直していただいて、少しでも減額できればこれもいいのかなと思っております。

10番目、特殊建築物、これも理解いたしました。ありがとうございます。

11番目、493件の利用があったということで、ありがとうございます。ただ、今後、やっぱり電気自動車が普及して、ふえていく上で、今後の見通しというものを聞かせ願えればと思っております。

12番目、車両管理事業については、これも理解いたしました。

13番目、情報化推進については、セキ

ュリティ研修について、執行されていないということは、令和3年度には実施していただけるんですかねということで、再度、お聞きしたいです。

14番目、デジタル化の推進に関して、予算としてふえていくのかというところについて、やっぱり増加が見込まれるとのことでした。これはある程度、やむを得ないと思いますので、推進していただければと思います。

18番目、市税業務委託料、これも大体、メリットについても説明していただいたので、これに関しては理解いたしました。ありがとうございます。

コンビニ収納代行業務委託料に関してなんですけれども、月々の基本料金と委託料とあったんですけれども、取扱件数としては実際にどれぐらいあるのでしょうか。また、全体におけるコンビニ収納のパーセンテージが今どのぐらいに上がっているのかというところをお聞かせ願えればと思います。

20番目、地図情報です。これも理解いたしました。ありがとうございます。

21番目、データパンチについて、入力のことなんです。すみません、これは私の勉強不足です。ありがとうございました。理解しました。

22番目、電話催告の必要性なんですけれども、それは潜在的な滞納を防いでハードルを下げていくというところで理解いたしましたので、これもありがとうございます。

基幹統計調査員報酬、これも国勢調査等々、説明していただいたので、これについては理解しました。ありがとうございます。

24番目、水路管理事業と農業水路ポン

ブ管理事業ですけれども、これも樋守の方とか、常設の方とか、ポンプの方、いろいろ説明していただいてありがとうございます。これも内容を理解いたしました。

水路台帳作成業務委託料についても、これは最新のものに更新していく必要があるということで、内容を理解いたしました。ありがとうございます。

26番目、水路清掃負担金についても、協定に基づいて支払っているということで理解いたしました。ありがとうございます。

神安土地改良区負担金についても理解いたしました。

28番目、土木維持作業業務委託料について、これもご説明いただいたので理解いたしました。ありがとうございます。

29番目、地図情報システム保守点検委託料について、今後一定額が必要ということで、これも道路法に基づいたことだということなので理解いたしました。ありがとうございます。

交通安全対策工事執行率については、千里丘中央線歩道切下工事を実行されたということで、これも理解いたしました。また、現場へ行って確認したいなと思います。

31番目、放置自転車等対策事業の指導委託料、これはまた適切に執行されているかどうかについては個別にお話しできればなと思います。

32番目、道路反射鏡点検保守委託料については、一応、設置基準等々は分かりましたけれども、どうしても私道と市道が混在している場所、例えば阪急正雀駅前では、道路の端のほうは私道であったりとかというような場所がたしかあったと思うんですが、そういったところとかで、反射鏡を電柱に付けておられるような部分があ

るのかなと考えていますので、それはまた状況を見ながら、危険な箇所については対応していただければと要望としておきます。

市内循環バスの運行補助について、これも理解いたしました。交通空白地帯が減っているというような認識で私は捉えています。やはりどうしても別府にお住まいの方から、別府地域だけ空白地帯になっているのをよくお聞きしますので、そういったところがなくなっていけばなと思います。今後の利用者数の増加に取り組んでいただければすごくいいかなと思います。

訴訟等委託料についても、これもご説明いただいたので分かりました。今後の推移、また見守って行って、進展があったら、またご連絡いただけると幸いです。

35番目、各駅前広場管理事業については把握できましたので、ありがとうございます。

36番目のタブレットレンタル料なんですが、これ、1台に対しての金額としては非常に高いんじゃないかなという気がします。そんなに高額なタブレットが現状、必要なのかなというところで、もう一度、これはお聞かせください。

37番目、街路灯修繕事業ですが、街路灯の数は1,050基あるということです。令和2年度に52基の点検をされたとご答弁いただいたんですけども、今、街路灯自体、考えて付けていただいていると思うんですが、どうしても1か所だけすごく気になっているのが、阪急正雀駅前の暗さなんです。夜の時間帯ですが、阪急正雀駅前は、駅前に商店があって、その商店の照明で何とか明るさが確保されているというのが現状だと思うんです。なので、街路

灯によるものではないんです。商店が閉まってしまったら、駅前めっちゃめっちゃ暗くなって、薄暗くて怖いです。その状況を一回見ていただいて、阪急正雀駅前の明るさを確保していただければなと思います。要望としておきます。

38番目、これも年度をまたいだためということでご答弁いただいたので、理解いたしました。ありがとうございます。

39番目、交通バリアフリー整備事業について、これも理解いたしました。ありがとうございます。

40番目、自転車通行空間整備事業について、これは未発注繰越ということで、残りの整備をぜひ急いでいただければと思います。

41番目、未就学児の移動経路対策ですが、ハンプの設置とかグリーンベルトの設置ということでやっていただいたということで、その内容は理解しました。あと1点、要望としましては、これは地元の方からの要望が上がってるんですけども、正雀本町2丁目なんですけど、割と道が広いんですが、信号が一つもないのが現状なんです。知っている人はそこを抜け道代わりにしてまして、かなり猛スピードで通り抜けていく車があるということを、地元の方から相談を受けています。そういったところは、やっぱりハンプを付けていただくなりして、スピードを出しにくいような状況にさせていただいて、ぜひとも交通の安全を確保いただくようお願いします。多くの学生が自転車で通るのをよく見かける場所でもありますので、ハンプなどの対応をしていただければなと思います。これは要望としておきます。

42番目のPCB処分委託料についても理解いたしました。

続いて、43番目の水路しゅんせつ事業について、これも11か所で行われたということで理解しました。引き続き、お願いいたします。

40番目、残土等受入処分委託料も理解いたしました。ありがとうございます。

モノレール駅可動式ホーム柵設置事業ですが、本年12月中ということで、また楽しみにしています。

それから、空家所有者等調査委託料、これも市役所であれば簡単に分かるものだというふうに僕は考えてしまっていたので、相続問題などもあるとのこと。コストダウンができて、スピーディーに対応できるということで、引き続き、継続してやっていただければと思います。ありがとうございます。

47番目、多世代同居・近居についてですけども、これも37件分ということで、もっとこの摂津市に住んでいただける方々がふえていただければと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

48番目、都市景観事業についても、これもアドバイザーへの報償金ということで理解いたしました。

花とみどりの相談所の医薬材料費についても、確かに言われてみれば必要ですよねというところで、理解しました。ありがとうございます。

公園管理委託料、これに関しても、51番目の公園等日常点検と併せて理解いたしましたので、これも引き続きよろしくお願いいたします。

52番目の砂、樹木等に関しても、適切に執行されているのかなと思いますので、これもまた引き続きよろしくお願いいたします。

53番目、公園遊具の補修について、2



0件で33基補修したと言われているんですけども、これは将来的にFM事業に統合して運用していくということは可能なんですかというところで、再度、質問させていただければと思います。

54番目、今回、コロナ禍により中止になったため、執行率がゼロ%というご答弁をいただいたんですが、今後もコロナはなくなりませんし、やっぱりウィズコロナ、アフターコロナを見据えて、今後の執行率上昇のためのプランを教えてくださいなと思います。

55番目です。避難所ごとの収容人数の精査等々やっていたということ、アウトプットを今後どのように見せていただけるのかなということ、これも教えてくださいなと思います。

そして、防災士資格取得について、12名に対して助成されたということなんですけど、今後、執行率を上げる取り組みについて、また内容を教えてくださいなと思います。

57番目については理解いたしました。ありがとうございます。

以上です。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

柳瀬課長。

○柳瀬納税課長 それでは、質問番号2番、コロナ禍におけます不納欠損の今後の見込みにつきましてご答弁させていただきます。

本市の不納欠損額は、リーマンショック後の平成22年の8,867万円をピークに減少傾向にあります。近年では下げ止まり傾向となりまして、約1,000万円から3,000万円の間を推移している状況でございます。今後もこの傾向で推移するものと思われませんが、委員がご指摘のと

おり、コロナ禍の影響につきましては非常に懸念されるところでございます。

市民税などの所得に応じて課税されるものにつきましては、所得の減少に応じて税額も減りますことから、不納欠損への影響はある程度、限定的であるというふうには考えておりますが、固定資産税では、所得の減少により住宅ローンの支払いが困難となり、任意売却や競売で税の滞納から不納欠損となるようなケースが今後増加する懸念がございます。しかしながら、新型コロナウイルスが今後どのように社会経済に影響を与えるのか、これを想定するのは、現地点では非常に困難ではございます。どのような状況になったといたしましても対応できますよう適正な徴収を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、6番目の今後の集会所の在り方についてのご質問にお答えいたします。

集会所につきましては、地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民が気軽に集えるコミュニケーションの場として、これまで多くの自治会や老人クラブ、各種グループ等の活動でご利用いただいております。

本市のようなコンパクトな市域の中で、現在49か所の集会所があることにつきましては非常に特徴的でありまして、本市の強みであるとも考えております。その一方で、集会所の多くは昭和40年代から50年代にかけてまして、本市の発展、人口急増期に、地域の声、要望を受けて多くの設置をしてまいりました。30年、40年以上経過している施設がたくさんございますので、老朽化が進んでいるということも

事実でございます。

昨年度末に公共施設等総合管理計画を定めておりますので、公共施設の大規模改修や更新の時期を迎える時期を見ながら、長寿命化を図ってまいります。一方で、集約化、複合化等も検討いたしまして、本市の財政負担の軽減、平準化も図りながら、今後の在り方について考えていきたいと思っております。

続きまして、11番目の次世代自動車専用充電設備の今後の在り方についてのご質問でございます。

こちらの充電設備につきましては、平成27年1月に設置をしております、これまで多くの利用をいただいているところでございます。現時点につきましては、増設の予定はございませんけれども、今後、脱炭素化を進めていく国の大きな方針等もございませぬことから、電気自動車等がふえていくといったことも予想されており、今後の社会情勢の動きを注視しながら情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号13番、令和3年度における研修の開催見通しについてのご質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止をしたものでございます。

このセキュリティ研修に関しましては、令和3年度も同様の予算を計上させていただいております。新型コロナウイルスの感染状況を確認しつつ、令和4年2月頃の開催を考えておるところでございます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、質問番号1

9番、コンビニ収納の取扱件数とコンビニの収納が全体の何%かというご質問にご答弁申し上げます。

コンビニ収納の取扱件数につきましては、令和2年度では6万1,521件でございました。また、収納率ということですが、コンビニの収納ができる税目が市府民税の普通徴収、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（種別割）の税目になっておりますので、こちらの全体の収納額に対するコンビニ収納額の割合ということで算出をさせていただきますと、約13%となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、36番目のご質問で、タブレットレンタル料、その金額の内容、根拠についてでございます。

本市では、令和2年度から、先ほど申し上げましたとおり、タブレット1台を運用しております。そのレンタルの内容でございますが、このタブレット機器本体に加えて、大阪府のデータベースに接続いたしますそのデータ接続のライセンス料、またデータ通信量、また、令和2年度は初年度でございますので、当初の初期設定費用を加えたものを含めて31万円程度、支出をしております。

このレンタルを利用している理由でございますが、本タブレットは大阪府データベースに接続いたしますので、その認証作業、セキュリティ対策が必要になってまいります。また、タブレットは屋外で使用いたしますので、点検、巡視、災害時等の過酷な環境で使用いたしますことから、機器の故障や、あつてはなりません紛失など、そうしたときに、その代替機の支給あるいは機器のロックをかけるといった保証の

サポートも必要になってまいります。あと、これに通信料も含めたパッケージとして提供しているものがレンタルしかございませんので、これを利用しているところがございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、53番目のご質問、遊具の修繕をFMの視点で一括修繕できないかということに対してお答えいたします。

公園の遊具の修繕につきましては、先ほど答弁させていただきましてとおり、年1回の専門家による定期的な総点検や公園等日常点検業務委託による日々の点検を実施の際に、損傷や劣化異常などが確認された段階で修繕を実施する事後保全型の管理が基本となっております。しかしながら、清掃等の日常の維持保全は行っておりますが、公園開園時に設置されてから修繕や取り替えが行われていない遊具、修繕や取り替えから年数が経過しているものについては老朽化が進んでおります。このことから、今後は遊具の劣化や損傷を未然に防止するため、委員がお示しのとおり、FMの視点での一括修繕を検討していく必要があるとは考えております。

今後につきましては、安全性のみならず、維持管理費の平準化等、経済性も考慮し、公園施設全体の長寿命化計画策定などを検討し、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号54番の2回目のご答弁でございます。

まず、自主防災組織の支援事業の執行率を上げる手立てということでございます

が、この事業はあくまでも自主防災組織の皆様のご活動に要する物品や消耗品の購入費用を支援するというものでございます。そのため、執行率を上げるためには、それぞれの自主防災組織の皆様に、さらに一層、活発にご活動いただくことが必要となってまいります。このため、例えば自主防災組織の場面で、ちょっと今までと違う凝った訓練を我々の市のほうからご提案させていただいて、皆さんに積極的にご参加いただくでありましたり、例えば3世代で参加いただけるように、小学校の子どもたちにこういう訓練もありますよ、ご家族みんなで一緒に来てくださいなと呼びかけをするなどの工夫で、何とか参加率を上げまして、この執行率も上げてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号55番でございます。防災対策事業の中の避難行動等検討業務委託料のアウトプットの見せ方ということでございました。

この委託業務なんですけれども、広域避難を進めます上で、いろんな近隣自治体等への働きかけに使う基礎データでございますので、この委託内容をそのまま市民の方に見ていただくというものはまた少し系統が違うかなと考えております。最終的な目標は、広域避難が出来上がるというところでございますので、そちらに向けて努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号56番、防災士資格取得の助成金について、これも執行率アップの方策はというお問い合わせでございます。

この制度につきましては、半額の補助がありますよというのが市民の方に広く知れ渡っているのかといいますと、どうなのかなというところもございますので、さらに市のホームページでありましたり広報誌、

また出前講座、いろんな場面で市民の皆さんにこういう制度がありますよというのをPRしてまいりたいと考えています。

また、主催されています団体のホームページにも助成金を実施している市町村ということで、掲載いただいておりますけれども、引き続きお願いしてまいりますのでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

コロナ禍での収入の減によって、払えないとか、滞納だとかというのは限定的だと理解しました。固定資産税は影響が出るんじゃないかということはやっぱり考えられるので、これもいろんなパターンがあるかと思いますが、できる限り不納欠損を減らして、しっかりと納税していただくという意識を皆さんに持っていただくよう、要望としておきます。

続きまして、今後の集会所ですね、やっぱり統合化もあり得るとということで、少し寂しい気もしますが、そういうことも踏まえながら、そして市の施設の長寿命化なども図りながらも、しっかりとまた考えていただければと思います。

次世代自動車設備ですが、これもやっぱり時代の流れで、必ず今後は必要になってくると思いますので、これは早いうちに、早い段階で増設の予定を組んでいただきたいと思います。

続きまして、セキュリティ研修についてですが、令和4年2月となると、来年ということで、早ければ早いにこしたことはないと思いますので、早く実施していただければと思います。

コンビニ収納については、件数がすごい

多いなと思ったんですけど、率としては13%ということで、そんなものなんだと拍子抜けをした感もあるんですけど、僕なんかもコンビニ収納だったら大歓迎です。やっぱり便利な方向にどんどんシフトしていくべきだと思いますので、今後も引き続き、積極的にPRしていただければと思います。

続いて、タブレットです。基本的に、すごい大切なものだという事は分かるんですが、これほど高額なものを見たことがないというのが正直な感想です。これをレンタルして活用していくということで、なかなか難しいところがあるんじゃないかと思いますが、今後もまた注視していきます。

それから、公園の遊具補修です。ご答弁にもありましたけど、いろいろと、全体に関してはFMの考え方も取り入れれば、古いものは自動的に修繕されていくのかなと思いますので、またよろしくお願ひします。

それから、54番目、自主防災組織の取り組みをどうやって上げていくか、こういったことも呼びかけしていただいて、また市から積極的に提案していただいて、執行率を上げていただくというような形でやっていただければと思います。

55番目、アウトプットに関してですが、できれば何らかの見える形で出てきたら、私的には非常に嬉しいなと思いますが、取扱注意な部分も結構あるかと思いますが、これもまた、市民の安全・安心を守っていく努力は続けていただければと思います。

防災士資格取得の助成に関してですが、これも、また私も協力させていただいて、こういった取り組みをやっています

よということで一助できればと思いますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○三好義治委員長 次に、福住委員。

○福住礼子委員 それでは、課ごとの順番でやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

最初に、1番目、歳入ですけど、決算書28ページ、款1市税、項1市民税の中の法人の収入済額についてですけども、決算概要17ページを見ますと、収入割合というのが85.1%ということで、ちょっと低いのかなと思いました。過去2年分を見ますと、2年とも99%台ということだったんですね。この辺の低くなった原因というところでお聞きをしたいと思います。

それから、2番目は決算概要の66ページですけども、先ほど課税業務の委託について聞いておられましたけども、もう一度、外部委託されたことについての内容とその効果について、確認の意味でお聞きしたいと思います。

次に、資産活用課になります。決算概要52ページ、款2総務費、項1総務管理費の中のFM推進事業について、摂津市公共施設等総合管理計画が改訂をされました。どのように活用されるのか、その進め方についてお聞きをしたいと思います。

次は、情報政策課になりますね。4番目です。決算概要54ページ、情報化推進事業の事務の効率化ということで、RPAを導入されたとお聞きしました。前年には実証実験をされたということで、その効果が見えたことから、令和2年度は本格的に実施されたということですが、どの課が使われて、どのような効果があったのか、お聞きをしたいと思います。

次に、防災危機管理課ですね、5番目になります。決算概要56ページのLED防犯灯等防犯推進事業について、新規で21灯付けられたということでありました。事務報告書の55ページに関西電力の柱、N T Tの柱と記載されていますが、この柱について、何か違いというか、金額に違いがあるのか、その違いの部分がありましたら教えていただきたいと思います。

それから、次は防災対策事業についてですけども、決算概要138ページ、浸水被害の疑似体験ができるAR機器を導入されたと聞きました。防災訓練に活用するためということで、去年はコロナ禍で実際は使えなかったんですけども、何台ぐらい導入されているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、迅速に避難所開設をするための鍵ボックスの設置をされたとお聞きをしました。事務報告書56ページには、8月に職員120人が取り組まれたといったことの記載がございましたので、この鍵ボックスの訓練、職員のお声、どんなものであったかお聞きをしたいと思います。

それから、柳田地区、鳥飼西小学校の地域版防災マップ作成が、これも去年は中止になったということで、令和3年度も中止をされたのかということも含めて、現在、作成済みは何か所になっているか、お聞きをしたいと思います。

それから、7番目は、先ほどもありました防災士資格取得の件、12名いらっしゃったということでお答えがありました。12名の内訳というか、年齢的なこととか、男女比とか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

それから、8番目は水みどり課になります。決算概要112ページの農業水路管理

事業の中にあります水路台帳と水路網図を整備されるということで、3年間をかけて実施されるということでありまして、この3年間の取り組みについて教えていただきたいと思います。例えば、令和2年度が初年度で、そこから3年間で均等にするものなのか、そういったことで結構ですので、教えていただきたいと思います。

9番目は、決算概要130ページにあります目3緑化推進についてですけれども、緑化推進の中では誕生記念植樹祭がございます。残念ながら、令和2年度は実施をせずにお花を配られたということであったと思います。事務報告書239ページに記載がありますが、68本を配布されたということなんですけれども、ウメ、サザンカ、モチノキということなので、これは鉢植えの木を配られたんですかね。いつもだったら、鉢植えのお花をもらって帰ってくるというイメージがあったんですけれども、そこを教えていただけたらなと思います。

それから、10番目は公園管理費の中の公園遊具補修事業についてですけれども、事務報告書242ページ、補修点検を早めに行うことで事故にならないようにすることは大変必要なことだと思います。先ほどのようなご答弁にもありましたので、その辺は分かっているんですけれども、一方で、遊具が少ないといった近隣の方のお声がございます。私が聞いているのは、庄屋公園なんですけれども、庄屋公園周辺は新しく住宅が建設されて、子どもが多い地域でもありますので、その点について、ほかにもそういう公園があるかどうかは私も全部を知っているわけではありませんので、私としては庄屋公園について、今後、公園の遊具の設置、お考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、次は道路交通課ですね。11番目、決算概要118ページの交通対策の中にあります交通安全啓発事業について、運転免許証を自主返納された高齢者の方で希望者にはリユースをした自転車を提供される事業があったと思います。人生100年ドライブですけれども、この中身の実績と、事業の評価というのをお聞きしたいと思います。

12番目は、決算概要124ページの交通安全対策に関わることで、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業ですけれども、用地取得がこれから進んでいくと思いますけれども、この地権者というんですかね、何軒というか、何人いらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

13番目、決算概要124ページにあります未就学児童移動経路対策事業、これも先ほど塚本委員が聞かれましたけれども、大津市の事故がきっかけで、園児が集団で通るところについて、安全対策工事が進められたということだったと思います。こういった事故がありますと、国からの通知などがあると思うんですけど、今年に入りまして、八街市で起こった小学生の事故、これは飲酒運転をしていたトラックが突っ込んでいったという事故だったと思います。これもまた点検してくださいという話があるかもしれませんが、過去には、亀岡市で集団登校中に無免許運転の人が突っ込んだというようなことがありました。通学路について、歩道がラインだけで確保されている危険な場所というのは摂津市内にもたくさんあると思います。当然、運転手はルールを守らなければいけない、これは当然でありますけれども、子どもたちの交通ルールを守る機会というのについて、何か検討されていないか、お聞きをし

たいと思います。

それから、次は14番目、決算概要122ページ、これは道路管理課です。一つは、車両管理事業の中で、道路というのは生活するために大変必要でありますし、災害が起こったときにもそういった避難経路として使われるところでもあります。そのための維持管理というのは必要なんですけれども、令和2年度はどのように取り組まれたのか、またパトロールの車があると思うんですけども、その辺の取り組みで、何か改善されていることがあったらお聞きをしたいと思います。

それから、15番目、決算概要の122ページ、橋梁長寿命化修繕事業なんですけれども、摂津市内には川・水路が173あるとお聞きをいたしました。橋梁も道路と同じく管理していかなければいけないものだと思いますけども、令和2年度の橋梁修繕の内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、16番目ですけども、決算概要124ページにあります道路床板修繕事業のことについてです。正雀本町2丁目の安威川右岸2号線というところで、水路上のコンクリート部分の床板が破損をして陥没したといった事案だったと思います。この修繕について、今のところの進捗状況をお聞きしたいと思います。

17番目は、建築課に係る部分ですね。決算概要128ページの都市計画総務費の中にある多世代同居・近居支援事業について、住宅取得の支援ということで、先ほども質問がありました。事務報告書245ページにも37件の実績というのがあったんですけども、これを利用された方のお声といいますか、あと、また今後、どういうふうにかような事業をPRされてい

るのかについてお聞きをしたいと思います。

18番目は、決算概要128ページにあります震災対策推進事業についてですけれども、木造住宅の耐震診断補助額、消費税分をアップされたとお聞きしましたが、事務報告書246ページの中に交付状況が載っておりました。平成30年度を境に減ってきているのかなと思うんですけども、今後、どのように取り組んでいかれるのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、19番目、都市計画課ですね。決算概要126ページにありますモノレール駅可動式ホーム柵設置事業について、これも先ほどお聞きになりましたので、私のほうからは、モノレールの駅は着々と進めていかれて、各自治体が補助金を出してというところなんですけども、今後、阪急京都線連続立体交差事業が進んでいく中で、阪急摂津市駅が高架化されるときに、この柵の設置というのを市として要望されるのかどうか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 福住委員、最後のホーム柵の件というのは決算やから、できる範囲では答弁してもらおうけども、その辺は質問者も配慮は頼みますね。

それでは、答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、福住委員の市民税課に係るご質問にお答えいたします。

質問番号1番、決算書28ページ、法人市民税に係ります収入の割合の低い原因とのご質問でございました。

法人市民税につきましては、事業が終わったその1年間分を確定申告ということ

で申告をしていただいて、納付いただくというような状況でございますけれども、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がございまして、その前の年では収益があったという法人の場合でも、その次の年、支払いをしなければならないときにつきましては、支払いをするのが非常に難しいと、困難な状況であるというようなことが起こったことが要因であるかと思えます。こちらは、特例的に徴収猶予という形を令和2年度で市の対策として取っております。そのところで収入が入ってこない部分がございましたので、収入の割合がその前の年と比べて低くなっているということでございます。

次に、質問番号2番、決算概要の66ページ、課税事務事業の中の市税業務委託料につきまして、委託の効果ということのお問いでございました。

こちらにつきましては、先ほど塚本委員のご質問の中で委託に至る経緯の中でもご答弁させていただきましたけれども、個人市民税の当初課税事務の時期などにつきましては、一定期間に膨大な課税資料の整理、データ入力及びその照合など、ピーク時に合わせて必要な人員配置を行うことができるようになったということで、委託ができることにより、職員の負担軽減を図れたことが一番大きな効果であったかと思えます。また、この委託につきまして、複数年の契約ということを行いましたので、これについてはこれから効果が出るかと考えておりますけれども、業務の継続性を図ってノウハウの蓄積を活かした効率性のメリットが出てくるものと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、資産活用課に係りますFM推進事業についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度末に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定させていただいたところでございます。その中で、現在の進め方についてのご質問内容であったと思えます。今後の計画期間でありますけれども、平成29年度初版のときから10年間となっております。その中で再編対象施設の仕分けを行うということで、赤丸を付けさせていただいている施設について、そこが今後5年間で長寿命化を含めた再編の検討を行っていくことになっておりまして、施設の該当する所管課とソフト面、ハード面について、それぞれ評価シート等でヒアリングも実施しながら現在進めているところでございます。また、その中で200平米以上の施設、つまり市域での中心となる学校施設であったり社会教育施設が該当するわけでございますけれども、その大きな施設の躯体劣化度調査も現在、実施させていただいております。その評価結果も参考にしながら、周辺の小規模な施設、例えば集会所であったり、福祉関係の施設であったり、そういったところを今後、集約化、複合化できるかといったところも検討しながら、また庁内で全庁的に議論する場として、FM推進会議というものも設けております。そのような場で議論しながら、意思決定をして進めていくという流れで現在、行っているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号4番、RPAの導入、その効果についてのご質問についてお答えをさせていただきます。



委員がご指摘のとおり、令和元年度にRPA実証実験をさせていただきました。この一定の効果を受けて、令和2年度におきまして、RPAのライセンスツールを基幹系端末2台にセットアップを行い、各課において利用できる環境を整備させていただきましたものでございます。

令和2年度におきましては、基幹システムを利用する6課におきまして、15業務でRPAを利用した処理が行われております。一例を挙げますと、市民税課では特別徴収異動届出書の自動入力、寡婦調査、こども教育課では保育所入所申請データの管理システムの登録、国保年金課では資格情報照会リスト、75歳資格喪失リストなどに利用がされ、年間約526時間が削減された結果が出ております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号5番でございます。事務報告書55ページにございますLED防犯灯、関電柱とNTT柱の取り付けについて何か違いはというお問い合わせでございます。これにつきましては、それほど大きな違いはないというふうに感じております。ただ、強いて言いましたら、関電柱のほうだけなんですけれども、市が防犯灯を付けたいというふうに関西電力へ申し出ましたら、ごく稀ですけれども、この電柱は変電器等の特殊な機材が付いているので、この電池は勘弁いただきたいというお答えが返ってくる場合がございます。

続きまして、質問番号6番でございます。浸水被害がリアルに体験できるAR機器でございます。これは、ゴーグルのような形で、そのゴーグルの中をのぞきましたら、想定浸水被害を視覚的に疑似体験できる

というような体験型のゴーグルなんですけれども、残念ながら令和2年度は全ての防災訓練等々がコロナ禍のため中止となりましたので、まだ市民の皆様にはご活用、体験いただいております。なお、購入は1台でございます。

続きまして、鍵ボックスの件、事務報告書56ページでご報告させていただいております。令和2年8月の上旬から下旬にかけて、全ての避難所で市職員計120名ほど参加いたしまして、いろんな訓練を行いました。その中での感想はということですが、すみません、残念ながら、この実施した期間中に、鍵ボックスはまだ、設置できておりませんでした。こちらは、鍵ボックスなしで訓練させていただいております。その中で、特に力を入れたのは、備蓄場所、各避難場所によって違いますが、こういうものが備蓄されていますよというふうに職員に一つずつ確認していただきました。また、参加した職員の感想なんですけれども、訓練した去年の8月当時は、班長が一番乗りにならなあかんというところがありましたので、各避難所の班長だけが鍵を持っていたため、班長が到着しないと鍵が開かない状況でした。鍵ボックスの設置により、これで誰が1番についても開けられることとなり、よかったとのお声をもらっております。

続きまして、地域版の防災マップ、令和2年度は柳田校区と鳥飼西校区で予定しておりました。これもコロナ禍で中止になりまして、今年においても地元から開催は辞退したいという申し出を頂戴しております。なお、この地域版のハザード防災マップ策定した団体なんですけれども、当初、小学校区という単位ではやっておりませんでした。現在は小学校区でやるケースが

多いんですけども、自治会単位で集計いたしました分では、105自治会のうち、策定したのは50自治会でございます。

最後に、質問番号7番でございます。防災士資格取得につきまして、12名の補助をいたしました。その性別等々、内訳はというお問い合わせでございました。12名のうち、男性が9名、女性が3名でございます。あと、年齢というお問い合わせでございましたが、すみません、詳細な年齢までの資料を持ち合わせておりませんが、この12名のうち、高校生の方が1名おられました。残りの11名の方は成人の方でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関しますご質問、決算概要112ページの農業水路管理事業における水路台帳作成業務委託についてお答えします。

本委託であります、期間といたしましては3年間の複数年契約を結んでおり、作業内容の内訳としましては、令和2年度におきましては既往資料の収集、整理並びに内容の検証により基礎となる図面の作成を行っております。令和3年度から令和4年度にかけては、整理したその資料と基礎図を基に現地確認や測量を行い、水路網図並びに台帳を完成させてまいります。

続きまして、質問番号9番、決算概要120ページの緑化推進事業、誕生記念植樹祭についてお答えいたします。

まず、誕生記念植樹祭は、摂津市内で生まれた新生児の誕生を祝うイベントとして毎年4月と10月に開催しており、その際に記念樹として桜を参加者と一緒に、近年では明和池公園に植樹しております。令和2年度におきましては、委員のおっしゃるとおり、4月に全国に対し緊急事態宣言

が発出されたことから、コロナ禍が続くことを踏まえ、春・秋ともに開催を中止いたしました。逆に大勢が参加することなくできるイベントはないかと考えまして、その結果、植物を配した記念品を贈呈する式典を市庁舎前駐車場にて開催いたしました。ご参加いただけたお子様に対して、本を開いた形を模したモルタル造形に多肉植物を配布し、お子様一人一人のお名前を明記したものを記念品として、対象者74名のうち67名に贈呈いたしております。また、記念品を希望されなかったお子様に対しては、梅、サザンカ、モチノキの記念樹を配布いたしております。なお、明和池公園には参加者の皆様の代わりに、市において記念樹である桜を植樹しております。

10番目のご質問、決算概要130ページ、公園遊具の補修事業の修繕についてお答えいたします。

委員から質問のありました庄屋公園に公園の遊具が少ないということですが、遊具につきましては、大型遊具、やはりこれについてのご要望はございます。ただ、遊具につきましては、設置において、子どもの落下や飛び出し等の安全性を最優先とした遊具を選定する必要があり、また、限られた予算で数多くの対策も必要であることから、公園遊具の更新時には複合遊具など遊びの機能や人気といった視点も考慮し選定していく考えであります。

また、それと同じように、未就学児のお子様が遊べる遊具が少ないという声も寄せられております。これにつきましては、令和元年度よりブランコの修繕あるいは取り替え時にバケット型ブランコ、いわゆるおむつ型ブランコというものなんですが、こういった遊具を設置して、令和元年度におきましては市場池公園に初めて付

けさせていただきました。実際、見てみますと、やはり遊んでいただいているお子様、保護者様も多くおられ、好評を得ていると実感しております。令和2年度におきましては、ふるさと公園や神崎川緑地公園、こういったところのブランコも更新しております。庄屋公園におきましては、小さなお子様、未就学児のお子様は遊べる背の低い滑り台、これを1基設置させていただいており、ここでも遊んでいただいている光景を見させていただいております。

大型遊具、未就学児用遊具ともに、今後も地域の特性やニーズ、あるいはそういった要望のお声を聞きながら設置のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは福住委員のまず11番目のご質問、人生100年ドライブの実績、評価についてお答えさせていただきます。

人生100年ドライブにつきましては、令和2年4月から受け付けを開始しまして、10月末時点で77名の申し込みがありました。その中で、第1回譲渡式には、譲渡する自転車台数から50名の方に対しまして開催案内を通知し、11月19日にモノレール摂津駅前の放置自転車等保管事務所前にて開催させていただき、37名の方が参加しております。

自転車の譲渡式当日は、参加者自らが自転車を選んでいただいた後、本市及び大阪府自転車軽自動車商業協同組合のご協力によって、防犯登録や自転車保険加入の説明を行ったほか、自転車を施錠するワイヤー錠をお渡しさせていただき、お渡しした自転車に乗って実技講習も行っております。自転車の安全利用五則を伝え、交通ル

ールの指導も行わせていただきました。

参加者からは、運転免許証を返納し、行動範囲が狭くなって困っていたが、こうやって自転車が頂けてありがたいというお声や、安全走行に努めながら、これから自転車生活を楽しまたいなどのお声を頂いております。当日は、報道各社も取材に訪れて、高齢者の運転免許証自主返納のPR効果にもつながったと考えております。

続きまして、阪急正雀駅前の道路改良につきましての地権者の人数ということでございますが、まず建物の物件につきましては、現場には10棟ございます。土地の所有者につきましては、共有名義等もございまして、延べで13名の方と1法人という内容となっております。

それから、続きまして未就学児移動経路対策事業に伴いまして、園児・児童への交通ルールを守ることについての取り組みということでございますが、これまでに摂津警察署及び摂津交通安全自動車協会とともに、春・秋の全国交通安全運動の期間を初めとしまして、まず小学3年生に対しましては、市内10校に自転車の乗り方の指導、交通安全教室を実施しております。5歳児の園児等に関しましても、市内にある幼稚園等に出向きまして、歩道の渡り方とか、そういった安全教室を開催させていただいておりますが、令和2年度につきましては、コロナ禍の関係もございまして、事務報告書261ページに記載させていただいております交通安全教育の実施状況としまして、二つの保育園のみではあります。園児への交通安全指導教室を開催させていただいております。

現在は緊急事態宣言も解除になっていきますので、今後はできるだけ多くの園児等にも交通安全のルールについて教室を開

いて啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、委員の14番目のご質問の車両管理事業についてお答えいたします。

本市の管理する道路は、認定道路が約200キロメートルございますが、道路パトロールに使用しておりました車両は老朽化が進み、継続的な使用が困難となったことから、令和2年度はバンタイプの軽自動車を購入し、道路パトロールに使用しております。

道路パトロールは、職員2名で車両による巡回を行っており、市内を5ブロックに分けて、週5日、1週間で一巡するように実施しており、車両が通行できないところについては、必要に応じて、徒歩でのパトロールも行っております。

パトロール車には資機材を積み込み、発見した道路損傷はその場で応急処置し、さらに必要な処置があれば、土木維持作業業務委託との連携、また修繕工事の発注により対応をしております。

このほかに、効率的なパトロールの実施に向けての取り組みということでございますが、道路利用者からの道路損傷情報の収集をこれまでの電話や市ホームページに加えまして、LINEを利用した損傷情報の受け付けを令和2年10月より行ってまいりました。これにつきましては、LINE社の情報管理上の懸念が示されたため、令和3年3月に一時停止をしておりましたが、本年11月1日より新たに行政手続をデジタル化するための総合プラットフォームであるロゴフォーム、これを利用いたしまして、情報収集を再開しております。ロゴフォームへは専用URLやQR

コード、これまでの摂津市LINE公式アカウントからでもアクセス可能で、道路損傷の情報収集の強化により維持管理の充実を図っております。

続きまして、橋梁長寿命化修繕料の令和2年度の内容についてでございます。

令和2年度の橋梁修繕でございますが、これにつきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、香露園と学園町1丁目にかかる柳田橋及び鳥飼野々3丁目地内の水路橋、鳥飼本町2丁目の水路橋の計3橋の修繕を実施しております。

修繕の主な内容といたしましては、橋梁ジョイント部の伸縮装置の交換、コンクリート部材の欠けた箇所、断面修復、ひび割れの補修、また鏡面の防水、表面保護剤の塗布、橋梁の塗装などで、工事期間は約4か月、工事の費用につきましては約5,400万円でございます。

続きまして、正雀本町2丁目におきまして、床板の老朽化による修繕の内容についてでございます。

令和2年度は、道路床板修繕事業におきまして、正雀本町2丁目の老朽化した床板の修繕を実施しております。延長約270メートルにわたり、隣接する緑道を活用いたしまして、床板の修繕により3箇所のアクセス路を設け、歩行空間を確保するとともに、安全柵を設置いたしまして、通行者の安全を確保しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、17番目のお問いの多世代同居・近居支援補助金に関わります利用者のお声並びにPRの内容についてというお問い合わせございました。

先ほど塚本委員のご質問にも答弁申し上げましたが、事務報告書245ページに

記載のとおり、令和2年度は執行させていただいたところがございます。

令和2年度におきましては、電話窓口での相談お問い合わせの状況が140件を超える状況でございました。この部分で、かなりご好評をいただいている部分は確かに我々も実感いたしているところがございます。

それにより、PRといたしまして、広報課のシティプロモーションの取り組みの一環といたしまして、令和2年3月に、広報誌のほうで特集記事を組んでいただき、ホームページの掲載であったり、令和2年に行われた夏のサマージャンゴ宝くじのうちわにも掲載をいただくなど、かなり広く制度の周知が図れたものと感じております。また、市民課の転入者向けチラシの中にも本制度のチラシを入れさせていただくとともに、この制度を広く知っていただくために、不動産事業者などにも広く知らしめるような形で取り組みを進めさせていただいたところがございます。

令和3年10月末現在でございますが、24件の申請をいただいているところでございます。住宅の取得が17件、リフォームはまだゼロ件でございますが、転居が7件という状況でございます。

続きまして、震災対策推進事業、耐震診断補助金の内容で、令和2年度から補助金の額が4万5,000円から1件当たり5万円、5,000円の引き上げをさせていただきました。平成30年度に大阪北部地震がありました。そのときには35件の申請がありました。その後は減少傾向であるという内容でのお問い合わせであったかと思うんですが、こちらにつきまして、5,000円の引き上げをさせていただいたのは、消費税の増税分で、診断士が実際、調

査する内容についての増分を引き上げさせていただいたところがございます。3年前に比べますと、やはり所有者の耐震化に対する意識が若干低下傾向であるということは否めないのかなというふうに、原課といたしましても認識はいたしておるところでございます。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症拡大ということで、この感染症が広がる前は、例年、市民の自由参加をいただく耐震のフォーラム、これは、NPO法人のご協力もいただいて、大阪府と連携して対応させていただいた内容があったんですが、そちらも休止せざるを得ない状況となりました。いろいろ制約がある中ではありましたが、固定資産税課のご協力で、固定資産税納付通知に啓発チラシを同封いただいたりだとか、あと、先月10月18日から2週間開催させていただいておりますが、耐震の啓発パネル展示、これは、大阪府と連携の下で実施させていただいているような形でございます。それと併せて、チラシを自治会内で回覧もいただくなど、啓発に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、19番目のホーム柵設置についてのご質問にお答えします。

ホーム柵設置につきまして、国は1日当たり利用者数10万人以上の駅を優先整備する考えを示しております。

JR西日本では、新幹線の主要停車駅や在来線の乗降10万人以上の駅などで整備を進められております。阪急電鉄では、平成30年度に十三駅、令和2年度に三宮駅で設置されております。

大阪モノレールでは、先ほど塚本委員のご質問に答弁いたしましたとおり、全ての駅で設置を進められており、南摂津駅、摂津駅でも設置されますが、市内のJR千里丘駅、阪急正雀駅、阪急摂津市駅につきましては、先ほど申しましたとおり、乗降10万人以上といった利用者数の多い駅を優先されている状況を踏まえ、すぐに設置される状況ではないと考えております。しかしながら、委員がご指摘の阪急摂津市駅につきましては、連立事業による駅舎の高架化に合わせてホーム柵が設置できないか、機会を捉えて、担当課と連携して協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。法人市民税の収入について、低くなった内容については理解いたしました。コロナ禍の影響で減収した企業と、影響がないまたは増額ができた企業といった様々な結果はありますけれども、納税義務は当然あることから、こういった状況を踏まえて、厳しいまたはこれから厳しくなってくるかもしれない企業に対しては相談等にもしっかりと寄り添っていただくようお願いし、要望とさせていただきます。

次に、2番目の市民税課の各種課税事務の外部委託につきましては、中身について理解できました。正職員の方というのは、基本的に移動というのがあります。それに

よって配属年数にもばらつきがありますので、こういった複数年で委託業者に業務を任せるということは、仕事を進めるに当たってはよいのかなと思います。特に1月から5月の繁忙期になりますと、どうしてもストレスといったものもかかってまいりますので、委託する効果というのは大きいと思っております。どうかしっかりと進めていただきたいということを要望いたします。

一つは、平成30年度に税の誤還付といったことがあって、令和元年10月にそのことが発覚し、このことについてはいろいろと訴訟になっておりますけれども、このこと自体を受けて、この課として人材育成といったことについて今後どのように取り組まれるか、そのことだけお聞きをしておきたいと思っております。

3番目、資産活用課につきましてはFM事業については、10年間の計画ということであり、10年間というのはやっぱり長いのかなと思いつつ、これからもFM推進会議でしっかりと取り組んでいただくよう、このことも要望とさせていただきます。

4番目、情報政策課におきまして、6課15業務、RPAを導入して、大きい小さいはあるけれども効果が少し出ているといったことがありました。このRPAが使える職員というのはこれから広げていくことも必要かと思うんですけれども、そこについての課題等がありましたらお聞きをしたいと思います。

5番目、防災危機管理課についてのLED灯の設置について、特に差はないといったことがありました。このことについては分かりましたので、結構でございます。

防災対策事業についてですけれども、A

R機器が早く使えるときが来ることを楽しみにしておりますので、やっぱりこういった疑似体験ができるということは効果がありますし、特に子どもなんかはすごく興味を持ってもらえるのかなと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。これも結構でございます。

それから、鍵ボックスについて、訓練をしたということで、その時点で鍵ボックスはなかったけれどもその後設置されたことで、班長にとっては負担が少し減るのかなと思います。

もう一つ、事務報告書の中に避難所開設運営訓練というのが、水害と地震と二つに分けて訓練をされたということですが、何か違いがあったのでしょうか。この訓練内容についてお聞きをしたいと思います。

それと、防災マップの作成につきましては、105自治会に対して50自治会まで出来上がったということで、約半分ということです。これからもそういった定着して作成のほうを進めていただくよう要望とさせていただきます。

それから、防災士資格取得の件につきましては、理解をいたしました。高校生が一人いらっしゃるということで、若い人の防災士に大変期待をしたいと思います。今、小学生でも防災士を受験する人がいまして、しっかりと子どもなりの目線で防災に取り組んでいる子どももいるんですね。そういう意味では、大人だけの防災士ということではありませぬので、いろいろな世代の方が防災士に関心を持っていただけるようなPRをこれからもよろしく願いをしたいと思います。

それから、次、水みどり課の8番目の水路台帳・水路網図の作成を3年間実施して

いくということでありましたので、3年間でしっかり計画どおり進めていただくよう要望させていただきます。

9番目の誕生植樹祭について、これは本当に楽しみにされている方もいらっしゃいます。おじいちゃん、おばあちゃんも一緒になって来られていて本当にほのぼのとした催しでありますので、またこういう集まりができるように工夫をして継続をお願いしたいと思います。要望とさせていただきます。

それから、10番目の公園遊具補修事業につきましては、様々な地域の皆様からの要望もあるといったお声でありました。ただ、公園はどうしても球技をやりたいお子さんもいらっしゃいますし、その辺の兼ね合いというのがあるのかなと思うんです。今回は庄屋公園のことを申し上げているんですけれども、大きな公園の割には遊具が本当に隅のほうに追いやられているような、なんかこれは公園と言うのかなというイメージも持ってしまいます。特に公園周辺に新しく住まれた方にとってはちょっと寂しい公園にも見えるのかなと思いますので、またそういったバランスもぜひご検討いただければなと思っております。これも要望とさせていただきます。

道路交通課におきましての交通安全啓発事業で運転免許証を自主返納された方へ自転車をお渡しする取り組みでありました。37人の方に受け取っていただいて、自転車生活を楽しんでいただけてるのかなと思います。ここで一つお聞きしたいことは、歩車分離の場合、自転車は何を優先して渡っていいのか、渡ったらいけないのかということ。ルールが私もよく分からないところもあったりして、もうちょっと分かりやすく何か周知できる方法が

あったらいいなと思っております。そういったことを頭に入れておいていただきたいなと思うことが1点と、それから高齢者の移動手段で、便利に外出ができるようにしてほしいというようなお話がたくさん出ております。車に乗っていた方は、やっぱり荷物を持って歩くという習慣があまりありません。摂津市の公共交通機関の在り方を考える際に、運転免許証を返納された方にバスとかに乗っていただいてどう感じるのか体験いただくことも大事です。車がなくても楽しく外出ができる、そういうことの体験で感じた意見を集めることで、今後の市としての取り組みに活かされると思います。移動手段としてデマンドタクシーがいいのか分かりませんが、乗合バスみたいなことを摂津市に取り入れたからといって、それがすぐに摂津市にマッチするとは限らない、やっぱりそれで失敗することもあると思うんです。それであるならば、今まで車に乗っていた人が、運転免許証の返納後に移動はどうしようと思ったときに、バスなどに乗ってもらって、そこで感じた意見をお聞きすることで、今後の取り組みの参考になるんじゃないかなと思います。ぜひご検討いただければと思っておりますので、これも要望とさせていただきます。

それから、12番目の阪急正雀駅前の道路改良工事で、10棟、13人と1法人が対象となっておりますということであります。朝夕の通勤・通学時間はやはり本当に人の往来が多くて、危ない状態であります。これについては、一日も早く進むことを願っておりますが、やはりそういった用地についての丁寧な対応にしっかりと取り組んでいただくよう、これも要望とさせていただきます。

13番目の未就学児移動経路対策事業についてであります。小学3年生の自転車の練習とか、園児の歩道の渡り方ということをやってくださっているということなんですけれども、歩行中の交通事故の死傷者は小学1年生が際立って多いというデータがありまして、交通事故総合分析センターがそういったことを分析をしていて、そういう傾向があるということなんです。なぜそういうことが多いかというと、要するに外歩きにまだ慣れていない子供たちがどうしても判断ができず、親から離れて自分で学校まで歩いていく際に、まだ慣れていない中で事故が起きてしまう、そういう傾向性というのが言われております。もう一つは、小学1年ぐらいまでの子は、興味があるものに集中してしまっていて大人にとっては分からないような行動をしたり動きをする傾向があると。そこに加えて、危険を認知する力というのはまだまだ乏しい。子どもの特性をしっかりとドライバーが理解して行動をすることがまた反対に必要だということで、こういったことを教習所なんかでも教えることというのが重要じゃないかというようなことが書かれてありました。摂津市にも教習所がありますので、その教習所を使って何か訓練できるような機会をつくっていただけたらいいんじゃないかなと思ったりもしますので、参考にさせていただいて、これも要望とさせていただきます。

道路管理課について14番目のところであります。道路のパトロールの維持管理について、いろいろ日々取り組んでいただいていることを本当にありがたいなと思っております。円滑な交通を確保するために、道路の老朽化対策ということについてですけれども、令和2年度の実績について



てお聞きをしたいと思います。

それから、15番目ですけれども、橋梁長寿命化の修繕事業について、3か所の水路と橋の修繕ということでありました。計画的に橋梁修繕を実施していただいて、橋梁の維持管理に向けてこれからどのように取り組んでいかれるのかということについてもう一回お聞きをしておきたいと思います。

それから、16番目の正雀本町2丁目の道路床板修繕事業については理解をいたしましたので、これは結構でございます。

それから、建築課におきましての17番目の多世代同居・近居支援事業、結構問い合わせがあるんだなということを知りました。本当にこれからもっとこの制度により、また若い人たちというのか、そういう世代が転入してくてくれるきっかけとなれば、高齢者にとっても安心な生活が維持できるのかと思っておりますので、これからもぜひそういったPRをよろしく願いをしたいと思います。これも要望で終わります。

18番目、木造住宅の耐震診断についてであります。やはり低下しているとのことですので。平成30年度は地震とかもありましたので、意識が高かったのかもしれない。やっぱり、フォーラムの開催は効果があるのかなと思いますので、またこれからもそういった実施ができるように努めていただければと思っております。これも要望とさせていただきます。

19番目であります。モノレールのホーム柵設置に関しては、駅の高架化に併せて一緒につけてよという本当に厚かましい要望かもしれませんが、ぜひまた機会があれば要請していただければと思っております。これも要望で終わらせていただきます。

す。

以上です。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、福住委員の2回目の市民税課に係るご質問にお答えいたします。

市民税課における人材育成についての考え方ということでご質問いただきました。市民税課で起こりましたミスにつきましては大変申し訳ないということと、今後このようなことがないようにチェック体制を強化していきたいということは今まで申し上げていたことと思います。その中で人材育成についても努めてまいりたいということについては、考えているところではございます。その人材育成の考え方でございますが、市民税課の仕事の中では、やはり専門的な知識が必要とされる税の業務と考えております。こういったものにつきましては、やはり経験というものが大きいかと感じております。こうした経験の積み重ねが大事であると思っております。そこで、人材育成については、マッセOSAKAでの研修でありますとか、または民間の住民税に関する研修というのが幾つかございます。その中で宿泊を伴う研修等もございます。これは人事課で予算を上げていただいて、その中で積極的に研修に参加しています。その得た知識をまた担当課で担当職員に引き継いでもらってローテーションという形で、同じ仕事をしている中でも細かく専門性の高い部分というのはございますので、そういった中でローテーションをしてお互いに知識を深めていく、高めていくことが重要で、そうした中で人材育成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、RPAをこれから広げていく課題等についてのご質問についてご答弁させていただきます。

令和2年度RPAの導入に当たりましては、庁内で基幹系システムを利用する担当者向けの研修を実施いたしました。今後、RPAを扱える職員を育成するための研修・教育に取り組むことが必要であると考えられます。また、RPAを業務効率化の一つの手法として取り入れることを各課に検討いただけるよう、働きかけも併せて進めていくことが必要であると考えているところであります。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号5番の事務報告書56ページにございます二つの訓練の違いはというお問い合わせでございました。この56ページには二つの訓練を載せております。去年9月に行いました、子育て総合支援センター遊戯室での水害想定避難の避難所運営、それともう一つは、去年11月の別府コミュニティセンターで行いました地震想定避難所運営の訓練でございます。この違いなんですけれども、まず防災の担当といたしましては、水害想定避難訓練のほうが比較的簡単と位置づけています。その根拠なんですけれども、逃げてきていただく方にとりまして、リードタイムが水害の場合にはあります。危なくなる前に早めに避難をとという呼びかけの下に訓練ができるというところです。それに対して地震の訓練は、突然起こりますので、持ち出し品を用意しておられる方がおられればいいんですけれども、なかなか用意を100%しているわけでは

ない中での避難訓練となります。また地震の場合は避難所となります公共施設について、職員のほうで安全確認をするという時間がどうしても挟まってまいります。そういう意味で、この二つの訓練は色分けを行ったんですけれども、現実問題といたしまして、なかなかコロナ禍での開催で長時間の訓練はちょっと厳しいという制約も正直ございました。その中で限られた時間を有効に使うために、この二つとも訓練は、もう避難所が開設されたところからのスタートにさせていただいております。したがって、正直なところそれほど大きな訓練の違いというのはございませんでした。訓練の狙いは、コロナ禍で3密を避けた形での避難所運営ということでございます。来られた市民の方を誘導するときに発熱の確認をしましたり、また、ごみ箱を衛生的な状態で保つてありましたり、その辺は感染症対策に重きを置きました避難所運営が実施できたところですよ。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは14番目のご質問で、円滑な交通を確保するための道路の老朽化対策、これについての令和2年度の実績についてのご質問にお答えいたします。

本市では、道路の老朽化対策として、道路補修事業において計画的な舗装修繕を行っております。令和2年度は、事務報告書255ページに記載のとおり、新在家鳥飼中線や南別府鳥飼上線など計18路線、約2.5キロメートルの舗装修繕を実施しており、その全体の決算額は約1億6,700万円でございます。修繕箇所の決定に当たりましては、5年ごとに国土交通省が

示す舗装点検要領に基づいて点検を実施しておりまして、舗装のひび割れ率やわだち掘れの量から舗装の状態を評価しております。この点検結果と路線の重要性や市民の要望、道路パトロールの履歴などを踏まえまして修繕箇所を決定し、計画的な舗装修繕を行っております。今後も年間約2キロメートルから3キロメートル、1億7,000万円を予算の規模といたしまして修繕を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、15番目のご質問で、橋梁長寿命化修繕についての今後の取組計画についてでございますが、国におきましても橋梁については重要な道路施設と位置づけられておりまして、平成26年度には5年ごとの定期点検が義務づけられております。本市でも、同年から全橋梁の定期点検を実施しておりまして、その結果に基づいて計画的に橋梁修繕を実施しております。また、一巡目の点検が完了した令和元年度には、点検結果に基づきまして橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、橋梁のPDCAサイクルを確立いたしまして、予算の平準化とコスト縮減を図りながら橋梁修繕を実施しているところでございます。令和3年度におきましても2橋の橋梁修繕を実施いたしますが、これにより定期点検において修繕が必要と評価された全ての橋梁修繕が完了することから、今後は大きな修繕が必要になるまでに予防保全型の修繕を行って、維持管理をすることでコスト縮減を図りながら橋梁の長寿命化を進め、持続的な橋梁の維持管理を実現してまいります。

以上です。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます

た。

それでは、市民税課に関わる2番目の質問ですけれども、今回は数字の入力というところで、機械で計算処理されますが、それを入力するのは職員になるかと思いません。そのチェックにおいても、なかなか完璧とはならないというようなことがあったのかなと思います。今回は大きな数字のミスだけになぜこういうふうになってしまったのかと、もちろん関わっている方は本当につらい思いをされているかと思いますが、間違われた相手にとっても大変迷惑なこともありますので、どうかそういったことを今後も教訓にして精度を上げていただくよう、要望とさせていただきます。

それから、4番目の質問の情報政策課に関わるところで、RPAの導入ができて、今後も人材育成に取り組んでいただくようよろしくお願いをいたします。また、コロナ禍においてテレワークやオンライン会議というようなことがこれからもふえてくると思います。この会議なんかは特に移動の時間がなくなったりすることでいろいろと効率が図れるかと考えますので、コロナ禍が収束しても今後も適用される会議がふえてくるかもしれませんので、業務処理や管理など、こういったことにセキュリティをしっかりとしながらテレワークなんかも推進していただくことを検討していただくよう、要望とさせていただきます。

次に、防災対策事業について、あまり違いはなかったということでありました。水害においてはリードタイムがある、地震においては突然に起こってしまう、そういった訓練をこれからもまた継続してやっていただきたいと思っております。本日は11月5

日、津波の日だそうでございまして、本日は緊急地震速報訓練が午前10時に実施されることとなっていました。放送が予定よりおくれれてしまいました。だけど、よく考えるとこれが本当の緊急地震速報だったらどうなったんだろうかと考えるところもあります。本日の教訓も一つは大事にしながら、一方で、この緊急地震速報の放送がやっぱりなかなか聞こえづらいというお声をお聞きします。本日も聞いていてやっぱり分かりづらかったです。ただ、新型コロナウイルス感染症の関連で放送を流されていると思うんですけど、その放送については割と聞きやすかったです。これは放送の声が女性だからか、しゃべり方なのか、何なのか理由は分かりませんが、やはりもうちょっと分かりやすくすることも大事なかなと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

それから、14番目の道路維持管理についての補修について、ロゴフォームを活用されるということと、パトロール等のこういった効率化も本当に役立っていったらいいかなと思っております。しっかりとこういった修繕維持に努めていただきますようよろしく願いをいたします。

それと、橋梁長寿命化の事業についてお答えいただきましてありがとうございます。これからは予防保全型の修繕に移行していくというお話でありました。道や橋が遮断をされると市全体が分断されるような、そんな事態になるのかなと考えますと、やはり早め早めの点検・予防にこれからもどうぞよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○三好義治委員長 次に、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、財政のことです。全般についてですけれども、これは令和2年度に開催された予算審査の本委員会で、戦略的な予算だなということで述べた記憶があります。高齢者から子どもまでを含めた社会保障が始まりましたが、具体的には、介護保険料の軽減策であるとか、就学前教育の無償化であったりとか、子育て世帯の支援などが地方創生の下で全世帯型社会保障として本格的に始まりました。また、本市においては、ちょうど行政経営戦略策定の費用が計上されましたし、また鳥飼まちづくりグランドデザインにも着手をしたということもありました。また、シティプロモーションの取り組みも本格化していったということから、そういう意味で私は戦略的な予算であったと位置づけをして、皆さんと共有をさせていただいたと思っているわけですけれども、いよいよそれが決算を迎えまして、令和2年度の当初の中期財政見通しですと不足額は8億2,100万円という不足額だったわけですね。ところが決算を終えますと、11億1,000万円の基金の積み上げということになりました。また、経常収支比率も95.8%ということで、3.3ポイント改善したということですので、これらの経緯と経常収支比率も含めて担当課としては全体的にどのような評価をされているのかということ、1点目にお伺いしたいと思います。

それから、2番目に森林環境譲与税についてです。決算書では30ページ、本市は681万8,000円ということになっていますね。ちょうど今イギリスのグラスゴーで第26回の気候変動枠組条約締約国会議が開催されていますけれども、この森

林環境譲与税は令和元年から創設をされている税です。平成30年5月に成立をした森林経営管理法を踏まえて、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、また災害防止等を図るための森林警備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、この森林環境税が創設をされました。そして、使い道も公表する必要があるということになっていますけれども、本市は令和元年度分は公表されていますけれども、令和2年度ではまだこれは公表されていません。使い道について、当初のときには各課に公募を行うというふうにも言われておりましたけれども、結果どうであったのか、そういうことをお答えいただきたいと思います。

次に、3番目、市立集会所管理事業です。これは先ほど来質問がありまして、この令和2年度の決算概要では50ページに載っています。この600万円の予算に対して、修理件数43件ということでございました。もう少し具体的なところで、どのような修繕をしたのかお答えください。

次に、4番目、FM推進事業について、これは先ほど質問がありまして、令和2年度で改訂されました。これについては、この計画の中に公園・ちびっこ広場が入っていないということを随分以前からも申し上げてきました。これは非常に大事だと思うので、ぜひ含めるべきだということを申し上げておきたいと思います。それで、先ほどの答弁で2020年からこの検討が始まるということで、特に三宅柳田小学校区、それから鳥飼小学校区に古い建物が多いですね。なので、先ほどもヒアリングをしたりとかいろいろ始まってますということでございました。これはしっかり進めていっていただきたいのと、進行をしっか

りすることが大事ですので、計画を作られるのは非常に上手ですけども、これを進めて、チェックをして改正していくということはなかなかあまり上手にはできておりません。しっかり注視していますので、これは本当に頑張っていたきたいと思っています。私がFM推進事業で特に注目をしているのは、職員の管理スキルを向上させていくということです。これは一方ですごく重要だと私は考えています。管理できる人材の養成というのは非常に重要でありますので、令和2年度における職員向けの施設管理者のための研修会の開催経過、どのようなものをされたのかということについてご答弁いただきたいと思います。

次に、5番目は情報化推進事業について質問しようと思いましたが、先ほど質問がありましたので、少し触れるだけにしておきます。RPAを導入されたということと、デジタル化が進んでいってますから、デジタルガバナンス計画ですか、これに基づいて電子申請を進めていかないといけないというのが喫緊の課題だと思います。テレワークやらまたWi-Fiの管理など様々にあると思います。そして、AIがこれからはやっぱり導入されていくんだろうと思うんですね。だから、AIについてもしっかり検証していただいて、時代の流れに合わせてどんどんAIを導入していただけるようお願いしておきたいと思います。以前の議論の中ではAI-OCRのことについても議論させていただいたことがあります。これは議会も絡んできますけれども、議事録を起こす方法なんかも以前には随分説明いただきました。これは日進月歩で恐らくどんどん進んでいる、向上されているんだろうと思うんですね。な

ので、そういうことも榎納部参事が中心になっていただいて、どんどん情報を提供していただいて、各課がそういう情報の下にAIなんかもどんどん導入できるように頑張っていたきたいということで、これは要望としておきます。

次、5番目です。防犯カメラ設置事業について、先ほどこれも質問がありまして、リースが30台ということでしたが、これは随分効果が上がっているのではないかなと思っています。私も安まちメールを登録していますが、送られてくるメールの内容で、ひったくりというのは最近少なくなったなど感じています。それに代わって、特殊詐欺が非常に多いなと思うんですけどね。そういう意味では、防犯カメラによって軽犯罪とかいろいろな面で効果が出ているんだろうと思うんですけども、担当課としてこれについてどのように評価されているのかについて、まず1回目にお聞きしておきたいと思います。

それから、6番目ですが、千里丘三島線東側の拡幅の件ですけれども、これも先ほど質問がありまして、令和2年度での実績等については分かりました。その上で、先日の野口議員からの一般質問でもありましたけれども、千里丘三島線の道路について、千里丘ガードの北側にある大阪高槻京都線からは大型車が入れなくなっているんですね。大型車の規制がかかっています。南側からは行くことができます。それともう一つは、香露園1号線という道路があるんですけどね。これは千里丘三島線と平行に走っている道路ですけれども、ちょうど香露園の交差点から柳田橋のほうに行くその柳田橋の手前のところを左に曲がりますと、香露園1号線です。これは規制がかかっていませんので、大型車が通れるん

です。この道路は、子どもの通学路であったりとか、人の往来も非常に多いということで、地域から車の重量規制をかけてほしいという要望が出ています。そして、そのことを私も実は令和元年12月の本会議で質問させていただきました。そのときの答弁では、千里丘三島線がどんどん拡幅される中で、警察と交渉していきますという答弁をもらいました。なので、令和2年度でも当然交渉が進められたと思うんですけども、警察との交渉についてどうだったのか、経過を教えてくださいたいと思います。これは、6番目です。

それから、7番目、狭隘道路整備事業です。私、毎回取り上げて質問させていただいておりますけれども、決算概要では、122ページ、1,507万円に対して執行率は99.1%、令和2年度での実績についてまずご答弁いただきたいと思います。

それから、8番目、未就学児移動経路対策事業、これも先ほど来質問が上がっていますので、その中で今回はハンブが設置をされました。4か所ということで先ほど答弁がありました。ハンブをつける、つけないという話は以前からありまして、豊中市が早くからハンブをつけていたので、ハンブを見に行きましょうと誘われて行ったりとか、担当課も見に行かれていました。今回初めてハンブがつけられたということで、私は注目をしています。ハンブの設置について摂津市では初めてなので、これが問題なければ他の道路にもどんどん設置されるんだろうなと思っています。設置をされて、その後、経過を見られる中で、担当課としてどんな評価をされているのか。最初は音がうるさいから駄目ですとか、担当課としてはこれまでいろいろ言われてましたが、今回設置してどうだっ

たのかということについて教えていただきたいと思います。

それから、9番目、さっきもありました震災対策推進事業です。耐震診断の関係ですけれども、これは782万円の予算に対して、執行は92.1%ということになっています。先ほどありました耐震診断、これは5万円ですね。それから、耐震設計が10万円、それから耐震改修工事までいくと70万円、除去は40万円、そしてシェルターを設置すると40万円という補助になっていたと思いますが、令和2年度でそれぞれの実績がどうだったのか。それから令和7年度がこの住宅・建築物耐震改修促進計画の最終年度なんです。それで、住宅の耐震化率の目標は95%となっております。今、令和2年度ですと一体どれぐらいのパーセントになったのかということについてお答えいただきたいと思います。

それから、10番目、開発指導・確認經由事業について、これは決算概要では128ページに載っていますが、まず1回目に令和2年度での概略で結構です、実績を教えてください。

次に、11番目、公園維持管理事業について、これは決算概要130ページにあります。公園をずっと管理されているという、令和2年度ですけれども、各公園に設置をされているトイレの管理状況について実態を教えてください。

それから、12番目、自主防災組織支援事業、これも先ほど質問がありました。令和2年度での執行率ゼロで、これはどこも自主防災訓練をしなかった、できなかったということですよ。今年度もできないところがほとんどではないかなと思っています。だから、今年度も執行率はゼロに近

い、そういうことだと思うんですけども、この自主防災組織による訓練というのは、これまでやってきた中で、硬直化というんですか、ワンパターンといいますか、だんだん来る人が固定化されているということが言われています。今回はコロナ禍でできなくなった。決算なので本当は令和2年度のことについて聞かなあかんのですけど、さっきもう令和2年度のことを聞かれてしまったので、その上に立って今後再開するに当たって担当課としてはどう考えているのか聞かせてください。

それから、13番目、防災対策事業です。決算概要では138ページ。この中に災害対策調査委託料があります。それから、表示板製作委託料というのがあります。また、防災士取得費用助成金、これは先ほど人数について12人という答弁がありましたけれども、その制度と仕組みについてまず答弁いただきたいと思います。

次、14番目、同じく防災対策事業につきましてですけれども、先ほどもありました鍵ボックスを全小・中学校に設置をされたということですが、これは2年計画でやられたということになると思いますが、初年度に設置をされた場所についてお聞きします。それから、第2回の摂津防災サミットが開催されるということになっていましたけれども、これはコロナ禍でできなかったですよ。その辺のことについて1回目にご答弁ください。

次に、15番目、同じく防災対策事業の中で今度はSOS避難メソッド、これは当初予算のときはなかったのに突如として発表された計画だったんですけれども、ちょうど6月議会の最中に発表されまして、慌ててそれを一般質問に加えた覚えがあります。そのSOS避難メソッドの取り組

みについて、まずお答えいただきたいと思います。

それから、それに併せて、三島地域で広域避難計画の策定を目指されました。何度か会議もされて、これは進んでいるんだろうと思っているわけですが、これも総括的に併せてご答弁いただきたいと思います。

それから、最後、16番目になります。これは新地方公会計制度について、これも平成28年度に国からの通知があって、その後につくっていると思うんですね。令和2年度の決算審査で、いろいろとやりとりをする中で、これを分析して、そして公表できるようにもっていきますとかいろいろ答弁をもらっているんですけど、令和2年度の決算なので、令和2年度での取り組みについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、質問番号1番、財政全般、全体的な担当課としての評価についてでございますけれども、まず市税収入ですが、令和2年度は前年度に比べて約3億円減少となっておりますけれども、令和2年度におきましては想定していたほどの落ち込みはなかったものと捉えております。また、法人事業税交付金や地方消費税交付金が増加となっております。さらに臨時財政対策債や減収補てん債などの発行によりまして財源を確保したこともありまして、令和元年度に引き続き財政調整基金を取り崩すことなく黒字を確保することができたと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を及ぼすこととなったことから、一般会計では12回に

わたる補正予算を計上して支援策を講じてまいりました。例年にはない経費の支出も多数ございましたけれども、最終的には財政調整基金を取り崩すことなく黒字決算とすることができたと考えております。

次に、質問番号2番の森林環境譲与税の令和2年度の使い道についてでありますけれども、令和2年度の森林環境譲与税の使い道といたしましては、決算概要の39ページに記載をさせていただいておりますように、特別支援教育推進事業に330万円を充当して活用しております。この内容といたしましては、障害児の個々の状態や特性を踏まえた指導を行うための適切な環境整備としてカームダウンスペースの整備を行ったものであります。そのほかにもシティプロモーション推進事業としまして、大阪銘木団地で木をテーマとした循環型社会の体験等のイベントへの活用というのを予定はしていたんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度のイベント開催については中止しております。令和2年度に活用できませんでした残額の351万8,000円につきましては、財政調整基金に一旦積立てを行いまして、後年度の森林・木材関連事業に活用してまいります。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、質問番号3番の市立集会所管理事業におきます修繕の具体的内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

集会所の修繕につきましては、先ほど43件という件数を答弁させていただいておりますけれども、具体的に主なもので申しますと、スロープ設置の修繕であったり、照明器具の修繕、これはLED化にしている修繕でございます。また、誘導灯の修繕



や段差解消修繕、また床の修繕等を実施しているものでございます。

続きまして、FM推進事業、4番目の質問でございますが、人材育成の内容の研修についての質問でございます。令和2年度の実績で申しますと、施設点検研修を実施しておりますが、こちらにつきましてはパソコン上で動画を流しまして、そちらで研修を実施したということでございます。コロナ禍の状況で3密を避けるために人が集まったの集合研修については見送ったということでございます。今後も引き続き、それぞれ作っております公共施設の維持管理マニュアルであったり施設点検の手引き等を利用いたしまして、個々の人材の能力向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、5番目のご質問にお答えいたします。

防犯カメラを設置して犯罪件数はどうなったのかということをございます。防犯カメラを摂津市が初めて設置したのは平成25年度でございます。以降、防犯カメラを増設してまいりまして、今年度予算を頂戴いたしまして20台プラス、水みどり課所管の分の5台について、防災危機管理課へ移管されましたので、防災危機管理課所管分といたしましては135台が現在稼働しております。犯罪件数の推移を見ましたら、おおむね2年ごとにざっくり申し上げますと、平成26年度の犯罪件数が市内で1,371件、これが平成28年度には1,047件、平成30年度には820件、令和2年度には570件と、半分以下に低下しております。全て防犯カメラによる抑止力かと

いいますと、これは因果関係がそこまではっきり証明できるものではないですけれども、犯罪抑制に防犯カメラが一定寄与していると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員の千里丘三島線及び香露園1号線について、大型車の規制にかかるご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度は、千里丘三島線の道路改良事業におきまして、千里丘駅南交差点の交差点部、角地になりますが、暫定開放をしております。暫定開放をする前に、摂津警察には一定交差点部の横断歩道のたまり部分で歩行者の安全確保が取れますので、この状態で大型車規制の解除が可能かどうか協議させていただきました。ところが摂津警察からは、まだ歩道の改良工事というのが完成形ではないため、完成後の交通状況を見た上で判断するという回答を得ております。

次に、香露園1号線についてです。千里丘三島線の状況とは別に香露園1号線については、周辺にある運送会社などの状況を見た中で判断するということでございます。現在のところは、規制についての進展はまだ見えない状況になっています。ただ、茨木市側のほうに大型車が出入りする倉庫がたくさん建ってきているような状況もあります。その部分について、運送する車両等がふえてくる可能性もございますので、その辺は注視して検討はお願いしているところではございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、私のほうから、7番目のご質問の狹隘道路の令和2

年度の執行率99.1%の中で令和2年度の実績についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度の狹隘道路整備事業は、狹隘道路の後退整備をいただいたところの助成金、つまり狹隘道路整備助成金と狹隘道路整備検討業務委託の二つがございます。このうち狹隘道路整備助成金につきましては、助成金件数を当初5件、予算にいたしました500万円を見込んでおりましたが、結果的に10件、このうち2件が200万円を超える大口もございまして、結果的に948万3,000円の助成額となりました。これにつきましては、予算の流用もさせていただいた上で、全体といたしましては執行率が99.1%となったものでございます。

以上です。

○三好義治委員長 永田課長。

○永田建設部参事 それでは、8番目の未就学児移動経路対策工事でハンプ設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

担当課の評価はというところでございますが、設置場所については委員がおっしゃるように4か所で、鳥飼西1丁目、4丁目、鳥飼下2丁目、3丁目となっております。ハンプの構造部は、すりつけ部が2メートル、平たん部分が3メートル、また下りのすりつけ部が2メートル、こぶ状の凸部で10センチ盛り上げる、そのような構造になっております。通過する車両は一時的に押し上げるもので、事前にこれを見たドライバーが速度を落とすことを狙っている構造となっております。

現場の設置前と設置後の計測をしております。その計測結果としましては、平均速度では、ハンプありの場合が27キロほ

どの時速のところかハンプなしの場合38キロ。ですので、施工前のハンプなしでは38キロの平均速度を確認しております。ハンプ設置後の状況では平均速度27キロということで、約11キロの速度抑制が確認されております。また、騒音と振動に関しても、設置後と設置前ではさほど変わらない結果となっております。よって、速度抑制に対しては効果を発揮するものだと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、質問番号9番、震災対策推進事業の耐震に関わります令和2年度の実績ということのお問いについてお答えいたします。

まず、耐震診断補助金交付状況等は事務報告書246ページに記載のとおりでございます。耐震診断補助金につきましては10件、耐震改修補助金につきましては9件でございまして、そのうち耐震改修に関わります部分、設計・工事の部分が3件でございまして、建て替えを選択された除却というほうが6件でございまして、あと、ブロック塀等撤去補助金が令和2年度は7件という状況になってございます。

耐震化率の部分でございまして、こちらのほうについては、先ほど委員がお示しをいただいている内容で、今2期目の耐震改修促進計画を進めさせていただいている中で令和7年度に95%という住宅の耐震化率の目標を設定いたしておりますが、令和2年12月末現在で、86.0%という状況でございます。

続きまして、質問番号10番目の開発指導確認経路事務事業の令和2年度の実績というお問い合わせでございます。こちらにつきましても事務報告書のほうで247ペー

ジから248ページにかけまして、実数、申請であったりだとか、交付させていただいている事務の内容につきましては記載をさせていただいているところがございます。一例を申し上げますと、建築確認申請経由事務でございますが、年間を通して340件の取り扱いをさせていただいております。それと、摂津市開発協議基準に基づく開発行為でございますが、非住宅・住宅を合わせて32件という状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関する質問、11番目の決算概要130ページ、公園維持管理事業における各公園でのトイレの管理実態についてお答えいたします。

まず、市内のトイレの状況であります。市内の都市公園42か所のうち、トイレが設置されている公園は28か所でございます。そのうち令和2年度時点でございますが、18か所で洋式化が完了しており、さらに洋式化のうち身障者の方が利用する身障者用及び多目的トイレは5か所でございます。これらのトイレの維持管理につきましては、シルバー人材センターへの業務委託により行っております。その内容でございますが、公園等日常点検業務委託による日常点検において、排水管の詰まり解消、バルブやタンク、手洗い用蛇口等の簡易修繕、落書きの消去、照明ランプの取り替え等を行っており、さらに公園施設に係る除草清掃業務委託においては、トイレの清掃及びトイレットペーパー等の消耗品の補充を行っております。また、日常点検で確認されたり、日々寄せられる利用者の方からの情報提供の中で簡易修繕が困難な場合に

つきましては業者へ修繕発注を行い、機能回復、保全に努めております。

令和2年度における主なトイレの修繕箇所としましては、嘉円公園、ゆりのき公園、昭和園第1公園におきましてトイレの洋式化を行っております。また、嘉円公園では、外部から利用者の姿が見えないようにするための目隠し板の設置を行っております。今後も利用者が自由に快適で安全に利用することができるよう、きれいで清潔なトイレを維持してまいります。

以上です。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、質問番号12番でございます。自主防災組織支援事業でございます。自主防災訓練につきまして、去年とそれから今年もなかなか厳しいという状態で、課としてどういうふうに考えているのかというところがございます。率直に申しまして、非常に残念だと感じております。その理由は、コロナ禍になる前にワンパターンの訓練というふうにもいろいろご指摘もございまして、我々は平成31年度当時にいろいろと地域に働きかけを行い、新しい取り組みが広がってきておりました。具体的に言いましたら、例えば三宅校区でしたら震災の反省会をみんなで輪になっていろいろ意見を出し合う、反省点を出し合うという手作りの作業をされたり、また千里丘小学校区では、実際に明和池の貯水槽の水で炊き出し訓練を試みようでありましたり、また柳田小学校区では避難所運営として、例えば下半身けがや発熱と記載したゼッケンを付けて避難所の運営を自分たちだけでやってみようという訓練をされておりました。そういう中でコロナ禍となり、活動が途絶えたというところを非常に残念に感じてお

ります。

今後、課としてどうしていくのかというお問い合わせに対しては、これからコロナ禍の状況が落ち着いて、また来年、再来年と訓練が開催されたときには、特徴的な訓練をされているところは、ほかの自主防災会の役員もぜひ見学に来てくださいという呼びかけを行う予定です。一番皆さんに広がる方法としては、ほかの校区、ほかの地域がやっている訓練で特徴的なところを役員の方に見ていただいて刺激を受けていただく、これは必ず必要だと感じております。その中でも特に柳田小学校の校区でやられた、避難所を実際に自分たちだけで回してみようという訓練、これは非常に注目をしております。ここは、ほかの校区でも広がるように働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号13番でございます。防災士資格取得補助の仕組みというお問い合わせでございました。この制度なんですけれども、一人でも多くの市民の方に防災・減災など地域防災力の牽引役になっていただきたいという願いを込めまして、防災士の資格取得に関する経費を半額補助しようと、最大3万円までの範囲内で半額補助させていただく制度でございます。なお、この補助金を受け取られた方は必ず摂津市の防災サポーターに登録いただいて、摂津市に何かあったときのためにお力を貸していただくという約束の下に交付させていただいている制度でございます。

続きまして、質問番号14番でございます。鍵ボックス、令和2年度はどこに設置されたのかというお問い合わせでございます。つけたのは小・中学校15校全てにつけました。

続きまして、質問番号15番ございま

す。SOS避難メソッドの取り組みを総括的にということでございます。この柱は水害時の広域避難というところと、逃げおくれたときのために何か避難所を新たに握っておくということでございます。

まず、SOS避難メソッドがスタートいたしました後、防災危機管理課としましては市内の法人を回らせていただいて、三星ダイヤモンドほか6社と防災協定を新たに結びまして、避難スペースとして確保させていただきました。また、広域避難のところはまだ具体的にはなかなか難しい状態でございます。今の状態では他市への近隣の安全な地域への縁故避難というところの呼びかけにとどまっております。

また、三島地域広域避難検討ワーキンググループの取り組みというところのお問い合わせでございます。これは第1回の会議が開催されましたのは、令和2年2月17日でございます。その後、計5回の会議がございました。5回目が令和3年の3月の末にあったんですけれども、まだ広域避難の具体的な避難先であったり、避難のルートでありましたり、移動手段でありましたり、そこが具体的にまだ定まっていないという状態でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号16番、地方公会計制度の令和2年度分の取り組みについてであります。地方公会計制度におきまず財務書類といたしましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書がございしますが、これら財務書類の作成に関しましては、決算年度の翌年度末までに作成、更新を完了するように国より要請がございします。令和2年度分につきましては、令和3年度末までをめぐりに

作成を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 答弁ありがとうございました。それでは、順番にいきたいと思います。

まず、1番目の財政のことについてでありますけれども、当初はコロナ禍でない段階でこの予算を組み始めて、それからコロナ禍となり、その影響があったけれども黒字で終わることができましたということでした。しかも、基金も11億1,000万円の積み増しということになりましたよね。経常収支比率も95.8%に改善をしています。これは4年ぶりに改善しました。どうもいろいろあるようなので、もろ手を挙げて喜ぶようなことではないように思いますが、この95.8%になった捉え方ですね。なぜそうなったのかということについて一度ご説明いただきたいと思います。

それから、2番目に臨時財政対策債についてですけれども、当初はゼロで計上されていまして。ところが、決算では2億6,000万円になったということで、また一方で、減収補てん債については借換債分だけ見られていましたけれども、今回はこの枠が広がったということで補正をされております。どうも減収補てん債は今年度に限って少しいつもととは違う扱いがあったということです。コロナ禍の関係で拡大されたということがあって、今回枠が広げられたということだそうですね。この辺も併せて減収補てん債のことについて一度ご説明いただきたいと思います。

それから、中期財政見通しについてです。これはさっきも言いましたね、平成30年度の決算後に予算編成の中でもらう中期

財政見通しでは、令和2年度の予算の見通しが、財源不足として8億2,100万円だったんですね。令和元年度決算を受けた後に、令和3年度予算のために中期財政見通しを見ますと、今度は14億1,000万円の財源不足になっていました。今度は令和2年度の決算を受けて、実際のところは11億1,000万円の積み増しということになりましたから、この差は25億円になるわけですね。なぜこうなったのか、一遍聞いておきたいと思います。

次に、2番目の森林環境譲与税についてですが、見落としとして勉強不足でしたけれども、決算概要に載せてあるということで、各市のものを見てもこれは公表されています。基金積立というのは非常に多くて、なかなか有効な活用ができてないなというふうに思いました。摂津市は残念ながら山がありませんので、どんなふうに使っていくのかなということを非常に注目していたんですけれども、令和元年度の方は保育所で木を使ってもらうのに使用したのと、あとは積み立てをしていますけれども、先ほどの令和2年度分については一部障害者の分に使ったということです。私が言いたかったのは、工夫をしていただきたいということです。山がない本市は、一体何に使うんだということになるので、公共施設で木を使うということばかりを探すのではなくて、いろいろなものに使えるように工夫をしてくださいということを言いたかったわけですが、いろいろ工夫をされつつあるということで、これは評価したいと思います。もっと私がイメージしたのは、林野庁のホームページの中では、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待されるということで、植林体験みたいなもの

でもいいようなことが書いてあるんですね。だから、市民にとって大きく寄与できるような、プラスになるように意識が醸成するような、森林のことを体験できるようなことも含めて今後も何か親子で森林体験とか、近隣市との提携でやるとか、何かできるのであれば楽しい取り組みもぜひ考えていただきたいなということで、これは要望しておきたいと思いますね。

それから、市立集会所の件ですけれども、令和2年度は50か所でしたが、一つ廃止されました。残りの49か所は結構老朽化している中で600万円という予算は非常に少ないなと思っています。本当に耐震性の際どいものたくさんあるんですけれども、公共施設等総合管理計画の中では、昭和56年以前の旧耐震基準によって設置をされたのは18施設あるとなっていますね。そして、そのうちIw値というのが0.7以下というのを見ますと、12施設ぐらいありますね。中には0.15とかいう非常に低いものもありましたけど、そういう非常に緊急性の高そうな施設も混じっているということで、これは計画でいうと令和11年度までに対応を決めていくとされています。統合されるとか、閉鎖されるとか、いろいろな方針を決めていくということですが、それはそれで計画どおりやっていかれたらいいと思うんですけど、緊急性のあるものについてはやっぱり早急にこの耐震をするということについての検討をしないと危険ではないかなと私は思います。そういうことについてどのように考えられているのか、応急処置として耐震をしないといけないものがあればやっぱりすべきだと思います。

もう一つは、稼働率の低いものについては閉鎖を検討するということですがけれど

も、第45集会所が閉鎖をされまして、現状はそのままですけどね、しばらくは置いておかれるということになるんだろうと思います。こういうものも今後どういう扱いになっていくのかということと併せて、2回目にご答弁をお願いしたいと思います。

それから、FM推進事業についてです。人材育成についてしっかりお願いしたいと思います。どんどんやっぱり積み重ねていくことが大事だと思いますので、これは資産活用課の方にしっかり意識を持っていただいて、進めていっていただきたいなと思います。これは前にも言いましたけど、建物管理をするのにいろいろ資格があるんです。国家資格なんかを取るというのはなかなか難しいと思うんですけど、そこまでいなくても、例えば庁内の中でFMに対して資格を創設するとか、研修を受ける中でリーダー格をつくっていくとかね、そういうことも考えていけば、研修をするにも励みになるのではないかと私は思っていますので、こういうことも一遍検討いただきたいと思っています。このことについては要望といたします。

次、5番目ですね、防犯カメラについて。先ほど軽犯罪の数字を挙げていただきましたけれども、これは非常にいい結果に結びついていると思います。これは、まさに防犯カメラの効果ではないかなと私は思うんですね。令和3年度では20台増設をするということで、これは警察からの要請があったからだということで私は認識しています。やっぱり、ある程度この摂津市も、防犯カメラは要るんだという信念というか、そういう思いを持たないとあかんと思うんですね。摂津市は、確かに小さいまちといえども防犯カメラがまだ少ないと

思うんですね。安全・安心を大きく打ち出していくということですから、担当課としてどれぐらい必要だと思われるのか。それから、緑の基本計画では公園にも防犯カメラを設置していくということになっています。現在、設置しているのは、三島公園、それから三宅公園にはもともと整備のときにつけました。だから、そこ以外は全然ついてないんですよ。これもやっぱり犯罪を防ぐという意味では大きく効果があると思うんですけど、こういうものも含めて設置が必要だと思いますけど、担当課の意見を聞いておきたいと思います。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後 5 時 休憩)

(午後 5 時 1 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

質問の途中ですが、本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後 5 時 2 分 散会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 福住 礼子